

# 淀川水系流域委員会 第 7 7 回委員会

## 議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 平成 2 0 年 4 月 2 2 日（火） |
|     | 午後 4 時 3 1 分 開会       |
|     | 午後 9 時 1 5 分 閉会       |
| 場 所 | 京都市勧業館 みやこめっせ         |
|     | B 1 F 第 1 展示場 B 面     |

〔午後 4時31分 開会〕

## 1. 開会

### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第77回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。

本日の出席委員数でございますが、18名出席されております。定足数に達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますが、袋に入れてございますが、「発言に当たってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料で、報告資料1「第76回委員会（2008.4.9）以降の会議開催経過について」、審議資料1-1「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見（案）（080422版）」、審議資料1-2「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見（案）（080311版）の修正案へ寄せられた各委員の修正文整理表」、審議資料1-3「今後審議すべき論点（案）」、審議参考資料1-1「淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料（その1）」、審議参考資料1-2「淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料（その2）」、参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2「関係行政機関からのご意見」の合わせて8点でございます。不足資料がございましたら庶務へお申し出くださいませ。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」で、委員からのご意見につきましては、本日、寶委員、竹門委員から意見が寄せられております。また、一般からのご意見につきましては、4月9日開催の第76回委員会以降に委員会に寄せられた意見を整理しております。参考資料2「関係行政機関からのご意見」は、滋賀県伊香郡余呉町、丹生ダム対策委員会から連名で意見が寄せられております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言に当たってのお願い」をご一読いただき、発言の際は必ずマイクを通しお名前を発声してからご発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

### ○宮本委員長

皆さんこんにちは。宮本でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、大勢集まってくださいありがとうございます。また、一般傍聴の方も、いつもながら大変多くお集まりいただきまし

てありがとうございます。

私、一昨日まで風邪を引いて声がほとんど出なかったんですけども、ようやくきょうは少しこれぐらいの声は出るようになりましたけども、また余り大きな声を出して声帯を傷めるとまずいと思いますので、きょうはできるだけ声帯をいたわりながらしたいと思います。どうぞ皆さん方、ご協力をよろしくお願いしたいと思っています。

それでは、きょうは引き続きまして、前回3月26日と4月9日に、今の現時点における意見について、意見書についての審議をいたしました。それを踏まえて修正案をつくっておりますので、それのご審議をお願いしたいというふうに思っております。どうぞ皆様方、審議の方をよろしく願います。

それでは庶務、報告をお願いいたします。

## 2. 報告

### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

#### ○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

報告資料1をご参照ください。4月9日開催の第76回委員会についてでございます。

第75回に引き続き、原案に対する意見書案080311版について審議が行われました。「3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」の項目では、「常設の利害者会議の立ち上げ」「既存水資源の活用」「水需要管理に向けた具体的な手順」などについて、どう意見を反映させるか審議が行われました。大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業、及び川上ダムの項目では、大戸川ダム、川上ダムの治水効果が計算誤差の範囲かどうか、また、対象洪水が限定的かどうかなどについて審議がなされ、意見案への反映が検討されました。丹生ダムの項目では、異常渇水対策容量の必要性、及び渇水の対象規模の考え方などについて審議が行われました。ダム全般については、複数のダムの相乗効果についてや、「数字のつじつま合わせ」「認められない」という表現の修正などについて審議が行われました。

そのほか、4月15日と20日の両日で、審議内容及び委員より寄せられた修正文案を踏まえた意見案の修正作業のため、第12回及び第13回作業検討会がそれぞれ開催されております。

以上でございます。

## 3. 審議

### 1) 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）について

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは早速審議に入りたいと思います。

お手元の審議資料1－1というのがございます。意見（案）ということで、4月22日版というのがございます。これに至ります経緯をもう一回ちょっと確認したいと思います。

意見書案を3月11日に出ささせていただきました。それについて3月26日と4月9日に集中審議をさせていただきました。その集中審議を受けまして、4月15日に両委員会で審議して確認した内容をもとに、委員長と両副委員長で修正案文をつくりまして、委員の皆様方にお送りいたしました。そして4月18日までにご意見をいただきたいということで、ご意見はいただきました。4月20日にいただきました意見を踏まえて、さらに委員長、副委員長で修正をいたしました。そして、4月21日、昨日ですけれども、再度、委員の皆様方にお送りしたのがこの4月22日版ということで、審議資料1-1でございます。きょうは、この資料に基づきまして審議してまいりたいと思います。

それからもう1点、審議資料1-2というのがございますけれども、これは4月15日に、我々が一たん修正した文章をもとに、それに対して各委員からいただいた意見を、真ん中の欄とその右の方に修正文案と理由を書いてございます。そして、その修正文案あるいは理由を踏まえて、どこを修正したかというのが見え消しで一番左の方の欄に書いてあるということでございますので、これも、資料1-1と資料1-2をもとに、きょうはそれぞれの文章について1つ1つ確認をしてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それからもう1つ、前回の委員会のときに、これまで審議してきたことはそうなんですけれども、まだ積み残しの課題があるということがございまして、その積み残しの課題については先週の14日までに各委員からいただきたいというふうにいたしました。我々、いただきましたかなり多岐にわたる提示がございまして、それについてはきょうの審議資料1-3の3ページ以降につけてございます。そして、審議資料1-3の表題の1枚目のところに、その中の主なものを列記してございます。この積み残し課題の確認もきょうの委員会の中で行いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、きょう、これからの司会といいますか審議の仕切りを山下副委員長と川上副委員長にお願いしたいと思います。初めの方を山下副委員長にやってもらいまして、ダムのところ以降を川上副委員長にお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは山下副委員長、お願いします。

## ○山下委員

山下でございます。前回に引き続き、この案をいわばつくってきた立場での発言と進行というのは同一人がやると大変だろうということで、委員長、副委員長の間での役割分担ということになっています。ご了解をいただきたいと思います。

それでは、もう早速議論に入っていきたいのですが、基本的にはこの審議資料1-2の対照表を使いながら進めていきたいと思います。さらに、これは今後の審議の前提というところとも絡んでくると思うのですが、前回の委員会で、委員長、副委員長の方でこういう修正案を作成するというのは、前々回と前回の委員会を踏まえて基本的に了解されたところを反映させていく作業なんだから、3人でやっていこうということだったので、そういう意味で、前々回と前回の委員会の議

論の中で、基本的にこういうことですねというふうにあったところを盛り込んだ修正をした意見書案になっています。そういう意味で、ちょっとそのことを委員の皆さんもお含みおきの上で、今後の議論を進めていただけると効率的な議論ができるのではないかなと考えております。

それで、もう最初から、頭からいきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。この意見書、「意見提示の趣旨」のところについては、1つは審議はまだ不十分でなお積み残しがあるということで、したがって、2つ目に現時点での意見だということをはっきりさせることということであったと思いますが、それでこういう形になっております。いかがでしょうか。

水山委員からいただいたご意見に対しては、それを反映させた形の修正案になっていますが、それ以外のところについては必ずしも盛り込めていないので、どうでしょうか。では、順番にということで、池野委員からそのご意見のご趣旨を少しご発言いただければと思いますが。

○池野委員

池野でございます。私は2段落目というのは、基礎案に対する原案の評価ということだろうと思います。それで私の評価は、この原案というのはかなり基礎案等を含めて反映したものになっているのかなという解釈をしています。日本語の表現だけの問題でございますが、「なっていない点もある」という表現を加えたということであります。

○山下委員

ありがとうございます。いかがでしょうか、この点は。

いかがでしょうか。

○宮本委員長

いいですか。

○山下委員

では、宮本さん。

○宮本委員長

文章をつくったところからいいますと、「必ずしも踏まえたものとはなっていない点もある」という、非常に丁寧な言葉なんですけども、冒頭に「必ずしも」という言葉を言ってますので、日本語としてよろしいんじゃないかと思いましたので。

○池野委員

日本語としてまずまずだと思いますので、結構です。

○宮本委員長

はい。

○山下委員

よろしいでしょうか。それでは2つ目の、佐藤委員はきょういらっしゃらないのですが、このご意見の「原案の見直しを求める」を追加するというのは、これは意見としてきちっとその次のとこ

ろで示していることだから、それでよいのではないかということで対応させていません。よろしいでしょうか。

それから、その次の川崎委員のご意見に対しては、第1次、第2次委員会で積み重ねてきた議論については、確かにそれ自体として第3次で審議の対象として取り上げたわけではないですけども、我々が8月以来進めてきた議論の個々の論点の中で当然、第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論というものを踏まえた上での議論をしてきたわけですから、ちょっとこれは、議論をした内容に絞るということはそのとおりでいいですけども、第1次、第2次委員会で積み重ねてきた議論等を審議していないというのは適切な理解ではないということで反映をさせていませんが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、その次に寶委員からのご意見ですが、寶委員、ご趣旨を。

#### ○寶委員

寶です。この第2、第3段落はなくてもいいのかなと思うんですけども、削除するという方が少ないので残るとすれば、第4段落の「このようなことから」というのが、その第2、第3段落から続きにくいなと。第2段落は「なっていない」と、それで「このようなことから」と読むとすると、「決して十分に尽くされたとは言えない」ということで。いけますかね。だから、「このようなことから」というのを取り除くというマイナーなチェンジでどうかなと思います。なくても別に文章は通じると思いますので。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございます。むしろこれは上の2つの段落を受けて、だから十分尽くされたとは言えないという趣旨なのですが。あえてこだわらないということであればと思いますが。いかがでしょうか。このようなところは日本語の問題です。

#### ○寶委員

まあ、皆さんがこういう接続でいいとおっしゃるのでしたら、そんな大した問題じゃないので。結構です。

#### ○山下委員

そうすると、この「意見提示の趣旨」のところはこれでよろしいでしょうか。特にご発言ございますか。委員の皆さんから。

では、水山さん。

#### ○水山委員

水山です。先ほどの川崎委員から出ているその1次、2次云々のところなんですけど、1次、2次があって、基本方針でしたか、それがあって、それで3県知事もそこでよろしいかと言われて、よろしいと言って受け取ってきているわけですね。それを受けて整備計画の原案があるので、それをすっ飛ばしてここだけの淀川だけの議論をつないでいこうとしているのは少々無理があるんじゃないかな。

ないかと思っているんですけど。

ここでよく出てきますけど、その1次、2次でやってきたのはどうなったのかと。本当は1次、2次の議論がもっと基本方針に反映されているべきであって、それがどこかへ飛んでしまって、整備計画もとの1次、2次とをつないで議論しているのが苦しいところじゃないかと思います。私には理解しにくいことになっているんです。

○山下委員

どうでしょう、その中身のそれこそ議論をここで再度しますか。この点について、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

千代延さん、お願いします。

○千代延委員

千代延です。水山委員のおっしゃったこと、ちょっともう少しわからないところがあるから教えていただきたいんですけども。

1次、2次で委員会でやったと。そのことが基本方針に反映されていない。ちょっとそのところをもう一度説明していただけませんか。よくわかりません。

○山下委員

千代延さん、私が申し上げたのは、その中身の話をここで再度やりますかということなんですが。

○千代延委員

ああ、わかりました。はい、失礼しました。

○山下委員

むしろ、きょうのここまでの段階に来ているので、この意見書をどういうふうに修正するか、削除するかということも含めてですが、そういう議論をきょうしようというふうに理解をしていたのですが。

○千代延委員

それでは言わせていただきます。いいですか。

○山下委員

はい。

○千代延委員

中身に突っ込んでいかずにですね、今おっしゃったように中身の議論にもう今から突っ込むというのはどうかと、しない方がいいと思います。

○山下委員

ありがとうございます。それはもうちょっと置いておいてということだろうと思っているんですが。じゃ、よろしいですか、それで。

ほかにいかがでしょうか。水山委員、じゃ、どういうふうに対応を。

○水山委員

もう提起しましたが、ここで議論していただく必要は必ずしもないのだと思いますが、もともとその辺がすれ違いのもとと分析しているんです。

○山下委員

はい、ありがとうございます。それでは、そういうご意見があったということで。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この「意見提示の趣旨」のところはこれで確定ということで、その次の「意見」のところについては、これについては前回、これでいいということだったのですが、特にご意見いただいた方でご発言ございましたら。いかがでしょうか。

特に、何かご意見いただいた委員の方でご発言——河田委員、何かございますか。よろしいでしょうか。よろしいですか。特にご発言ないようでしたら、もう次へ行きたいと思うのですが。

○寶委員

すいません。寶です。

○山下委員

では、寶委員、お願いします。

○寶委員

すいません、ちょっと別のところを見てまして。今この意見のところですか、最後の2行ですか、1ページの。

○山下委員

はい、そうです。

○寶委員

12月までということで就任したわけですけども、その後4カ月の追加期間があって、8カ月かったんで。各委員は少なくとも自分の専門分野における意見は述べることはできるだろうと思っておりまして、それを意見集としてでも出したらよいというのが私の考えで。これは以前にも申し上げておりますが。ですから、そういう形での意見書でもいいのではないかとというのが私の意見であります。

○山下委員

これは以前も出たご意見で。もし議論するとすれば最後にとと思いますが。

それでよろしいですか。とりあえず進行としてはこういう形で、前回の議論を踏まえた形で確定させていって、しかし、そもそもこういう形の意見書としては私は納得できないというご意見であれば、それは何か議論の一番最後の方が適切だろうと思うのですが。

○寶委員

寶です。

○山下委員

ちょっと待ってください。では、千代延委員。

○宮本委員長

1つ1つやらなだめだわ。1つ1つやらないと。

○山下委員

何かございますか。そうですか、では。

○寶委員

後でも結構です。はい。

○山下委員

千代延さん、何か。

○千代延委員

審議していただくのはいいんですけどね、できるだけ、この前に今のところも相当議論したはずなんです。ですから、発言はしないでくださいと、そこまで言いませんけどね、できるだけ蒸し返しの議論というのは、繰り返しというのは避けていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○山下委員

はい、わかりました。注意します。では、岡田委員。

○岡田委員

岡田です。まずちょっとおわびしますが、メールがとれない環境でずっといたもので、皆さんにフィードバックできてない部分がありますが、きょうここでお許しいただける範囲内で少し意見を補足したいと思います。それから、一応、紙ベースで少し用意しましたが、きょう皆さんにご配付する形まではとれませんでした。

それで、まず今の話について、話を蒸し返す必要はないと思います。ただ、私はこの間の、委員会後のマスコミの報道を見てても、やっぱりこれの持っている意味というのがどういうふうに解釈されるのかということについて、多少ちょっとその解釈上のコメントを少しさせていただきたいと思うんですが。

要するに「意見を述べる」ということについてです。私はここで「再提示されるよう求める」ということの意味はこういうふうに解釈しているのですが。「再検討された内容を提示されることが期待される」というか適切と考える」と、そういう意味で、我々はそういう意見を強く提示するということです。これが「そうでなければ認められない」というふうな言い方になるとどうか。もちろんそれはどういうふうに解釈されるかですが、やはり私は意見というのは、もちろんそういう方向で動かれることを強く期待する、そういう意味での意見表明であって、今も申しましたように、「再検討された内容を提示されることが適切と考える」あるいは「強く期待される」というふうな

意味合いでの「求める」だというふうに理解して、一応この前のときはそういう、皆さんいろいろ意見分布がありました了解したつもりなんです。ですから、これも議論を蒸し返してと言われるとちょっと困るのですが、とりあえずやはり念のため多少のフィードバックをかけることは必要かと思って発言させていただきました。すいません。

○山下委員

はい。では、宮本さん。

○宮本委員長

今、岡田委員がおっしゃったように、我々はこれは「求める」というのは、河川管理者に対して我々がこういうふうにお願いしますということで期待をするということです。決して我々は何も、その法的に何かしら強引に答えを出させるという権限は何もありませんので。あくまでも今、岡田委員がおっしゃった意味での「求める」ということであります。

○山下委員

これはそういう趣旨解釈だということで、表現等の修正のご提案もあるんですが。原文のままでよろしいですか、岡田委員。

○岡田委員

ですから、そういう議論をしたということとはとどめておいていただきたいと。

○山下委員

はい。水山委員。

○水山委員

今の点は今ので結構なんですけど、その議論が前回まであって、かなり温度差がある、もうマルかバツかみたいな、白か黒かみたいな議論もあったわけで、それを受けて白が黒になっているわけではないので、そこはこういうやり方をする限り、蒸し返しとか繰り返しの議論にならざるを得ないと思うんですよね。それをやめてというのはちょっと理解不能というか。

こういうやり方をするのだったら、その場所に行けば必ず、例えば削除というやつと、そうでないという方は白と黒みたいなものですから、その繰り返しになるんじゃないですか。今日は、それを覚悟でおやりになるわけでしょう。

○山下委員

いえ、ですから先ほどからお願いしているように、これまでの議論を踏まえて固めていきたいという、そういうご趣旨でのご発言をお願いしたいというふうに最初をお願いをしたのですが。

○水山委員

意味はわかるんですけど、この温度差からいうとまとまるはずはないので、どこであきらめるのか。それぞれの委員の意見を、多数の意見は多数ということが見えるような格好で整理されればそれでいいんじゃないか。きょう、3時間か4時間やってから議論されるのか、入り口でそれをやる

のかはよくわかりませんが、そういうことになるのははっきりしているのではないですか。

○山下委員

では、宮本委員長。

○宮本委員長

山下副委員長がおっしゃったのは、前回、前々回、10何時間議論をしましたから、そこでそれなりに確認したこととか、皆さんが合意したことはそれは踏まえましょうということでもあります。したがって、今ここで一般論で蒸し返すことがあるかもしれんという話は、それはあるかもしれませんが。ですけど、それはその場で、ケース・バイ・ケースで出てきたときに議論すればいいことであって、今ここで一般論としてどうこうと議論をしても、私はこれは始まらないと思うんですけども。

ただ、今山下さんがおっしゃった趣旨は、あれだけ10何時間議論してきて、確認するところは確認したんだから、それは当然、皆さんこういう会議の場でオープンでやっているんだから、そこはきちっと踏まえてほしいという趣旨ですので。別にそんな何か大層な話じゃないと思うんですけど。

○山下委員

よろしいですか。それと、もう1つ1つ固めて確定させていった方がいいというご意見があったので。

寶委員からのご発言についても、そういうご趣旨の話というのは、たしか前回そういうことはあったけれども、もう1回再提示されることを求めて、修正もあり得るから、さらに議論を進めていきたいと思いますということでは基本的な了解があったということだったと思うのですが。それはよろしいですか。

○寶委員

寶です。この2ページに、河田委員も佐藤委員も私も「削除」という意見を出しておられますので、なぜそうかという理由を先ほど申し上げたわけです。

○山下委員

わかりました。それであれば、これでよろしいですか。それとも、なおこだわられますか。

○寶委員

いや、とにかく私の意見は削除するであり、その理由はこうでありますということでありまして。あとは委員会が私の心ならずもこの2行を残されるということであれば、それはそうなるのかなということでもありますけど。

○宮本委員長

いいですか。

○山下委員

あつ、じゃ。

○宮本委員長

前回の最後のときに、こういう意見を踏まえて見直して再提示してくるよう求めるということについて、皆さん方は異存ないということで決めさせていただきたいと思いますというふうに私が申し上げました。それに対して、そのときには異存はございませんでした。

今、寶委員がおっしゃるのは、この再提示ということじゃなしにですね、今おっしゃっているのは、それぞれの委員がそれぞれの意見を言ってもいいんじゃないかということをおっしゃっていると思うんですよ。ですから私はそのチャンスは、何もこれは最終意見じゃありませんので、これからまだ審議をやりますので、あると思うんですよ。

それで今、私がここで問うているのは、ここで言っている、その見直して再提示を求めるということについては、前回皆さん方はオーケーしたので、それについてはいいですねということです。

○山下委員

寶委員、お願いします。

○寶委員

よろしいでしょうか。まあ、私としてはここは削除した方がいいと思っているだけでありまして、この委員会としてこれをどう扱うかということについては、私は決めるわけではありませんので。そういうことであります。

○山下委員

よくわからないんですが。基本的にこれでよろしいでしょうかという、固めていかないと先へ進まないのですが。それは前回のときに宮本委員長がおっしゃったときに、そういうことでしたよねということで。だから進めていきたいなということなんですが。

○寶委員

時間がかかってすいません。進めてください。

○山下委員

はい。では、それでよろしいでしょうか。あと何かご意見ございますでしょうか。

○水山委員

いいですねというのは、この文章でいきますよという意味ですね。

○山下委員

そういうことです。

○水山委員

でも、ほかの人はそれでいいんですかね、本当に。先ほどの宮本委員長の何かそういう意味ですよとおっしゃったやつと、だんだん言っているのを聞いているとどうも違うようで。強く再提示を求めないと次へ行かないぞみたいなふうに見えますよね。

○宮本委員長

ですから、ちょっと待ってください。1つ1つやります。

今ここで「求める」というふうに書きました。「見直し、再提示されるよう求める」、これについてはそれで皆さん方よろしいですねということを確認しました。しかし今、岡田委員の方から、その「求める」という意味は、強く何か強制力のあるものかどうかということをおっしゃいましたので、それは違いますと。あくまでも我々は委員会としてそんな権限はありませんので、強く希望すると、まさにそういう趣旨ですということを言いました。そういう意味において、この文章でよろしいですねということは今確認してます。

○山下委員

では、河田委員。

○河田委員

もうそっちの方に行っているんですか。今あれでしょう、1ページの「意見提示の趣旨」のところをやっているんでしょう。

○山下委員

それは済みました。終わりました。

○河田委員

次に、では意見のところをやっているわけなの。

○山下委員

意見のところをやってます。それについても、そういうことで。

○河田委員

ですから、それだったら、今、宮本委員長が言われたような趣旨であればね、やっぱりそういう文章にしていだかないといけないと思うんですよ。この書き方だと、再提示を要は「求める」という形になっているじゃないですか。ですから今、岡田委員の言われた趣旨で、そういうふうな意見ということであれば、僕はここの再提示を求めるというのは非常に強制力のある発言だと思っているんですよ。ですから、そういうふうに委員長が強制力はなくてあくまでも委員会としての希望だとおっしゃるのであれば、そういうふうな文章にしていきたい。

○宮本委員長

いいですか。

○河田委員

だから。

○宮本委員長

あの、ちょっと。どうぞ。

○田中委員

さっきから聞いているんですけどね、もうこれは前回のときに議論をきちっとしたはずなんですよ。それで、少なくとも委員会の大体の意見として、ここのところはこういう形で進むという形になったんじゃないですか。だから前回でプロセスを経たところはもうすつと行ってほしいと思います。

○山下委員

はい。河田委員、何かご提案ございますか。

○河田委員

ですから、この文章をですね、再提示。

○山下委員

だから、ではどう書き直せとおっしゃるのか。

○河田委員

例えば、「求める」じゃなく「希望する」とか、そういう文章じゃいけないんですか。

○宮本委員長

いいですか。

○山下委員

はい。

○宮本委員長

前回、「求める」ということで、実は皆さん方合意されたんですけども。それでなおかつ、その「求める」が、さっきも言ったように念を押して、我々に強制力はありません、当然のことです。我々この流域委員会は何の法的なあれもありませんのでね。それを岡田委員がおっしゃって、今このオープンな場で発言をして、この趣旨ですよということを言って、これが議事録で残るわけですから。私はこれで、もう前回それで皆さん方合意しているわけですから、やらないと、ここでまた、強く希望するとか何とかかんとか言い出すと、これはもう切りがないと思うんですよ。

○河田委員

わかりました。では、議事録に残るということで。

○宮本委員長

はい、当然そうです。

○河田委員

これで結構です。

○山下委員

それでよろしいでしょうか。

それでは、次の「1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」というところに参りたいと

思います。この部分は、各項目ごとに岡田委員が出しておられた意見を、ほかの委員からもそういう趣旨を入れるべきだということがあって、各項目ではなくて最初のところに入れるのが適切だろうと思ったので、こういう形に修正をしたわけです。

岡田委員の方から、こういう表現で適切かということについてのご意見を最初にちょっといただいております。

#### ○岡田委員

私は趣旨としては、この「河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」の一番前文のところの「P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（点検・評価）、A c t i o n（処置・改善）サイクル」云々、で、「必要に応じて見直しを行うものとする。」、それから「意見を聴く。」という、ここのところに、例えばそのすぐ後にでもいいんですけども、点検して必要に応じて見直しを行うための仕組みづくりに努めるとか、意見を聞くためのシステムという仕組みをつくるとか、何かそういうことを一言、より具体的に書いていただいた方が、この河川整備計画策定でこのP D C Aサイクルをせっかく言っておられるわけですから、より精神を具体化するものになるんじゃないかというふうに考えたんです。

そういうふうに考えて、この今出していただいた案を見ますと、私としては少しだけこういうふうに変えていただいたらどうかと思うんです。「この考え方に基づき、主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕方の骨子を示すことが」、ここでまた「求める」というのですが、私はこれを「適切と考える」と、こういうふうに表現したらどうかと思ったんです。

具体的なところは当然実施計画で提示されるわけですから、ここであえてそういう細かいところまで踏み込む必要はないんですが、行動計画や評価の仕方の基本的な方針や体制づくり、そういう骨子を提示する、あるいはそういうことをするための仕組みというか、そういうものをつくることに努めるということが表現された方が適切ではないかというふうに考えた次第です。以上です。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございました。この点については、ほかにご意見ございますでしょうか。委員の方から。

では、寶委員、お願いします。

#### ○寶委員

P D C Aサイクル、陰に陽に昔からやっていることだろうとは思いますが、必ずしもこれをびたっと適用できる施策が、すべてについてできるのかどうかという気がしましたものですから、その辺はちょっと岡田先生のご意見を聞いた方がいいのかもしれないけれども。ですから、ここ「各施策について」というところが、すべてのような気もしたので本当にできるのかなという気がして。

それと、その「求める」ということは、さっきも出まして、ちょっとさっき時間をとり過ぎまし

たので申しわけありませんでしたけど、やはりだれが読んでもわかるような、誤解のないような文章にするということが大事だと思いますので。そういうふうに文章をしていった方がいいんじゃないかなと思っております。

○山下委員

ほかに。では、河田委員、お願いします。

○河田委員

この文言が新しくつけ加わったんですけれども。通常、PDCAサイクルにかけてくるのは、計画を受けてその次にどういうふうにするかという、特にアクションプランというのを具体的につくってきて、そして、それを今度はどう評価するかということを議論しなきゃいけないんで。それをこの、いわゆる計画の原案で入れろというのは、ちょっとその内容が大き過ぎてまた時間がかかってしまうと思います。

ですから、計画が認められればそれに基づいて、例えばどういう手順でその内容を詰めていくのかという議論がそれにぶら下がり起こってくるのです。計画と同時にPDCAサイクルの中を提示するというのは、非常にこの内容が大きくなり過ぎて、この委員会でまた時間をかけなきゃいけないということになります。例えば評価方法なんていうのは、これは外部評価、内部評価があるわけで、例えば外部評価だと評価方法は外部から出さなきゃいけないわけです。そういうことを本当にここに書いてしまうのかということも考えていただきたい。

ですから、計画の段階でそこまで入れてしまう必要は僕はないと思うんですね。今度新しく入ったのでそういう気がしているのです。もちろん、PDCAサイクルは要るのです。要るのですけども、計画のところでそれを入れる必要があるのかということを主張したいんですが。

○山下委員

その議論はたしか、前回出てませんでしたか。私は河田委員から同じ趣旨のご発言があってという記憶をしているんですが。

○河田委員

いや、ですから多分、前回の第1部の委員会でそれをやったと思うんですよね。そのときに、要するにこの方法というのはまだ確立した方法でないから、そういうものをここへ入れるのはどうかという発言はした覚えがあるんですが。

○山下委員

はい。ほかにいかがでしょうか。

では、池野委員。

○池野委員

私もほぼ同趣旨で、実施時期を入れたらどうかと思います。いろんな具体の事例について個々に行っていかなければならない議論でしょうから、この計画原案の策定後の話だろうと思います。明

確に時期を入れたらいいんだろーというのが僕の趣旨であります。

同じ趣旨ですが、あえて岡田先生の前にちょっと。

#### ○山下委員

岡田委員、ではお願いします。

#### ○岡田委員

まず實委員がおっしゃっていた懸念については、私は「該当するもの」とか、要するに「主要な施策」と言いましたが、すべてに示す必要はないんですけれども、幾つかについて可能なところで、どういうふうにこの見直しをかけるシステムをつくるのか、あるいは実験的なことをするのかというようなことを提示していただいた方がいいんじゃないかということで、こういう発言を繰り返しているんですけども。

それから河田先生がおっしゃることもよくわかりますが、実はこれはP D C Aサイクルでやっていくという考え方自身がまさに新しい。ただそういうふうに書いてあるんですよね、基本的考え方というところで。

それで多分、こう書いてあるということはどういうことかということ、要するに「まだ不確定なこととか、あるいは今本当にそういうふうに変えられるかどうか分からないことについても、今後変えられるかもわからない、あるいは変わらないかもわからない」という前提のもとに計画案がつけられるわけですね。そうしたときに、それがやはりある程度試行錯誤して見直しをかけるという柔軟な部分を認めておかないといけない。この原案に非常にネガティブであろうとポジティブであろうとも、私はこの原案が本当の意味で実施計画として生きないんじゃないかと思います。そういうことを踏まえて、多分こう書いておられるのではないかな。

ですから、あえてここに書くとすれば、ここにお示しされているのを少し書きかえて、「主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕方の骨子を示すことが適切と考える」と、私はそういうふうに言いかえたらどうかと思ったんですが。

もう1つは、この必要に応じて見直しを行うものとする。あるいは進捗状況の点検に当たって、淀川水系流域委員会の意見を聞くというところのその前に、必要に応じて見直しを行うための。

#### ○川上委員

そこは、でも、これは原案そのまま。

#### ○岡田委員

わかりました、そういうことですね。ごめんなさい、私もちょっと今混乱しましたが、そういう解釈に立ったときに、今のような少し提案を提示してはどうかということです。

#### ○山下委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の岡田委員の意見を取り入れて、主要な施策については目標を明確にし、

具体的な行動計画や評価の仕方の骨子を示すことを求める。できれば、求めるというのは、先ほどのような趣旨だということが出ましたから、これはできればそういう形で統一したいということによろしいでしょうか。

では、河田委員。

#### ○河田委員

評価はいいんですけど、その評価の仕方を求めるというのは、要するに、今の岡田委員の説明だと、PDCAサイクルでチェックをかけていくときに、時代とともに評価の内容も変わっていくということですよね。ということは、だから、仕方というのがちょっとひっかかるんですね。評価をやるということはいいんですが、仕方を示せというのは、それは途中でそういう見方、例えばそういうやり方をやっていて災害が起こったときに、当然見方は変わりますよね。だから、仕方ということを入れてしまうと、計画が初めに動くときに固定的に仕方が決まってしまうということになるじゃないですか。だから、仕方と言わずに、評価を求めるという言い方でいいんじゃないかと思います。評価の仕方を求めるというと、どういうふうにやるんだという、そういう内容の意味が非常にレスポンスしてきますので、評価を求めるという言葉でいいんじゃないかと思いますが。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

岡田さん、取るということでどうですか。仕方を取るという。

#### ○岡田委員

私は、両方あわせてある種の行動経過や評価の仕組みづくりの骨子を示すことが適切であるというのがいいと思うんですけども。評価の仕方というのが、要するに、具体的な行動計画を立てる場合には、評価のいついつまでにどういうふうな、例えば指標をつくって評価をするとか、そういう程度を私は骨子というふうに理解したんですね。

ただ、この評価の仕方ということを、非常に技術的にとると、河田先生がおっしゃるような話になるので、そういう意味では具体的な行動計画、評価の方法としては、仕組みの骨子を示すこととする。

#### ○山下委員

仕組みの骨子を示すことを求めるでよろしいですね。

河田委員よろしいですね。はい。

#### ○河田委員

議事録に残るので、いいです。

#### ○山下委員

よろしいですね。

それでは、ほかにございませんか。

では、2の「環境・治水・利水についての総合的な検討」のほうに移りたいと思います。

最初の段落については、特にご意見はなかったのですが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

それから、2つ目の段落、ここの部分についても特にご意見はなかったのですが、「このような考え方に基づき」という3つ目の段落、それから4つ目の段落、それから、最後の結論の5つ目の段落のところですが、この点についてはいかがでしょうか。ご意見があれば。

では、村上委員お願いします。

#### ○村上委員

村上です。3つ目の段落のところ、これはダム対策については、やはり評価できない。確かに、部分的には魚道の整備なり落差の解消なりである程度の流下方向の連続性を回復するような措置はやられているんですけども、最も根本的なダム問題には配慮が払われていないということで、「縦」のところを削除するという意見を出しました。

#### ○山下委員

で、対応したわけですが、それでよろしいですか。

#### ○村上委員

はい、それで結構です。

#### ○山下委員

この点についてほかによろしいでしょうか。

それでは、4つ目のダム建設については、こういう修正をしています、この点についてご意見はございますか。

では、河田委員、お願いします。

#### ○河田委員

そこで書いてるんですが、要はこの書き方だと、ダムありきということで、環境を後で評価して、影響がないというふうな形になっているわけです。これはまずいということですよ。だけど、その手順がまずいのであって、内容的にそれはまずいということじゃないですよ。例えば、環境をねじ曲げてダム建設をオーケーしたとか、そういうことじゃないですよ。そこのところを確認してほしいのですよ。要するに、ダム建設ありきということで御用学者が集まって環境を評価したというようなニュアンスじゃ困るわけで、そういう評価ではなくて、順番がそうだったということで書いてるということだけですよ。そこのところをはっきりしたいんですよ。ダムを建設するための環境評価だったという書き方はまずいと思います。少なくとも客観的に環境はその時点で、今から思えば不十分という評価はあっても、その時点ではそういうやり方ではやってないということは、やっていただいた人に非常に失礼な書き方だと思うんですよ、そうであれば。

#### ○山下委員

はい、川上さん。

## ○川上委員

これは、3月11日のもともとの意見書案の原案ですね。これではどういうふうになっていたかということ振り返ってみますと、「しかし、ダム建設については専ら治水、利水面からの検討が優先され、環境面は配慮する姿勢にとどまり、環境・治水・利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない」となっていたんですね。このままだったら、先生がおっしゃるように、そうなると思います。しかし、それを大幅に改めて、優先というふうなことも言わないで、先行的にというふうに書いたり、随分ここは苦心したところなんです。それを評価してもらいたい。

## ○河田委員

はい、わかりました。前、僕はそこで発言したんですよ、覚えてますから。ですから、こういうふうに書きかえていただいたのはいいので、そういう意図が議事録に残るのであれば、もういいですから。そういう配慮をしていただいたということで結構です。

## ○山下委員

はい、わかりました。

ほかに、では川崎委員お願いします。

## ○川崎委員

川崎です。今の河田委員と私も同じ意見で、先行的に計画が検討されたかどうかというのは、これは非常に客観的な書き方だと思いますのでいいと思うんですが、逆に客観的になったので、本当に先行的に計画が検討されたかどうかという事実がやっぱり、これは河川管理者にある程度事実を確認すべきである。例えば、他の代替案の熟度だとか、そういうものも含めて検討して、そのいろんな代替案に上がってくるかどうかというのは熟度に達してないのかどうかということと、それから通常、環境影響評価の今の手順の話がありましたけれども、その専門委員会等で影響評価を検討結果をしていたと。審議して、それが十分であったかどうかは別にして、手順としてはそれを踏まえた上で行ってきたと。しかも、建設中のものでもあるということです。そういうことを踏まえると、やはり事実確認もそうですし、それから、今後の私はこういう文章ということでは、もう少し変えて、今後の影響評価への改善点として影響評価のこれまでの検討結果のレビューを踏まえた上で、より改善すべきところがあれば委員会で意見を出して、今後検討すべきであるというふうに書くのが、通常、よりもう少し客観的になるのではないかというふうに考えています。以上です。

## ○山下委員

はい。ただ、今の点は、ここはまさに一番上の環境・治水・利水についての取り組みを転換するという、そういう意味で従来型の環境アセスが適切に行われてきたかどうかということとはレベルの違う話だということで了解をされてたと思うのです。

## ○川崎委員

ただ、その点はちょっと難しいと。了解というのは、ちょっと十把一からげに了解できるかど

うかというのはなかなか難しくて。この従来型の方法論をそのまま、全くその、転換というのは、従来をベースにして、その中にプラスアルファとしてそれを入れ込んでいく、しかも現実なものとして努力しながら入れていくというのも、これも非常にドラスチックなものです。というのは、河川法の中で環境という概念が出てきたのは非常に大きなことですので、それ自体がドラスチックになっているわけですね。ただ、現実問題、治水とか利水のベースの方法論の上にそういうものを乗せて、ここで書かれている総合的な検討をしていく上で、いきなり転換できるかどうかというのは、これは議論が分かれるところで、十分審議してないと思うんですね。

#### ○山下委員

それについては、だから、まさに上の箇所では整備局がそういう考え方を示していて、委員会もそれについては評価するというので、前回終わったと思うんですが。

#### ○川崎委員

整備局のこのことについては、それで結構です。私も異論はありません。

ただし、私は個人的には基本的な考え方というのは、これ唯一が基本的な考え方ではなくて、ここに書かれているのは利用だとか上下流のバランス、それぞれ基本的な考え方が4つ、5つ事項があって、そのうちの1つなわけですね。ですから、基本的考え方のうちの柱の1つであって、その中で実施可能なものからやっていきましょうというのが整備局の説明であったというふうに理解していますので、そういう意味での表現をより、例えば、ここで先行的に計画が検討されたと書きますけど、それが事実でなかったらどうするかということで、その点は、管理者のほうに一応やっぱり確認はひとつしておくべきだろうというふうに私は考えたわけです。以上です。

#### ○山下委員

この点は、もうたしか前回に済んでると思うので、よろしいでしょうか。そういうご意見があったということで。

ほかに、では岡田委員。

#### ○岡田委員

岡田です。前回済んでいると言われるとちょっと言いにくいんですが、ただちょっと私は、言葉遣いにひっかかっているところがあるので、解釈を確認するんですが、今の「ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され」という、この「先行的に」の意味なんですけど、ちょっとへ理屈を言いますけど、計画は必ず先行的に計画が検討されるわけで、そういう意味での先行的じゃないですよ。ここでいう先行的というのは、治水と利水面を先行させてと、そういう意味でしょうか。

#### ○山下委員

今、先ほど川上さんが読み上げたように、3月11日バージョンを、ご意見を受けてこういう形で修正をしたということです。

○岡田委員

済みません。では、ちょっとなお言いにくいんですが、ただ、文章にしてみたときに、この先行的の場所のほうでもいいんですけど、これ、先行的に計画が検討するというのは、要するに、先行的な意味をちょっと、ここで確認だけでもしておきたいんですけど、済みません。

○宮本委員長

ここについては、治水・利水の必要性からまずダムについて計画をする、計画を行うと。そして、その計画に基づいて、環境にどのような影響があるのかという検討をされているという意味での先行的という意味であります。

○岡田委員

わかりました。だから、そういう意味では、治水・利水面を先行させて計画が検討されたと、そういう意味なんですね。

○宮本委員長

はい、そうです。

○岡田委員

はい、わかりました。ただ、これは知らない人が読んだときに、特に計画をやってる人間が読むと、先行的に計画が検討されて、まあとちるんですけど、ちょっとそういう理解をする人も出てくるとのことだけを、ちょっと確認したかっただけです。済みません。

○山下委員

そういうことで確認されたということで。

ほかに。寶委員。

○寶委員

寶です。既存、進行中のダムについてということですが、関連委員会を設けて、かなりの検討をなされている事実があるということでありまして、それについて、余り議論は委員会ではやってないと思うんですね。だから、ここの文章は削除してもいいのかなと。この2行目の「検討が行われ」までは当たり前のことなので、この先行的というのは治水・利水面の前にすれば、岡田先生がおっしゃるところはもうちょっとはっきりするかもしれませんが。

僕もちょっと言葉遣いで気になるのは、「結論づけており」というところ。これは、河川管理者が結論づけているという理解ですか。

○山下委員

そうです。そういうことだと。

○寶委員

これはこういう表現でいいんでしょうかね。

○山下委員

そういう結論を出してましたから、資料で。

○寶委員

わかりました。

○山下委員

佐野さん。

○佐野委員

佐野です。今のご質問に関しては、前回の審議でやっぱり既にあったと思うんですね。ここの読み方は、その2段落前の、整備計画原案なり、これまでの整備局からの説明の中で、「環境予測が不確実な面もあります」と書かれているにもかかわらず、「影響は少ない」と結論づけられている、その同じ計画文面の中での矛盾に関して、これはおかしいのではないかという意見ということで、前回の審議で私たち了承したと思うんですが。

○山下委員

ありがとうございます。そういうことだと思いますが、よろしいでしょうか、そういう理解で。

それでは、次の5つ目の段落のところですが、この点についてはいかがでしょうか。ご意見はございますか。一番最後の。では、寶委員お願いします。

○寶委員

「根本的に」というところが入っている文章ですね、2ページの一番下。

○山下委員

そうです。

○寶委員

「根本的に転換する」という内容が、ちょっと意味がわかりにくいんじゃないかなということで、河田委員も書いておられますけども、削除。

○山下委員

どちらでしょう。つまり、根本的にというところが。

○寶委員

根本的に転換するというね。

○山下委員

転換するというのは、これは一番上の整備局が転換しなければいけないという転換をそのまま受けているだけの文章ですが。

○寶委員

はい。で、根本的に転換すると。

○山下委員

転換しなければいけないという基本的な考え方を示しているから、根本的に転換するということをやちゃんとやってよという、そういう趣旨だけですが。ですから、根本的にというところが適切ではないと、そういうご趣旨ですか。

○寶委員

ちょっと意味がわからないんじゃないかなと思ひましてね。

○山下委員

では、河田委員。

○河田委員

同じです。要するに、根本的というものがどういうふうな意味を持ってるのかということです。ですから、別にこれは根本的にじゃなくてもいいんじゃないかと思うんですが。こういう、よくわからない修飾語が出てくると、非常に文章そのものが希薄になりますので、ですから、利水の考え方を転換するということでもいいんじゃないですか。

○山下委員

ほかに。今、根本的にというのは取ろうというご提案があったんですが、ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

千代延委員。

○千代延委員

千代延です。私は置いたほうがいいと思います。なぜかといいますと、今までの治水、利水のダムをつくる時に、やっぱり先行しておるんですよ、それを先行して、環境には配慮ということを今まで何回も言われてますけど、その形から、最初から、例えば水をためる、利水のためのダム、こういう条件のところがよろしいということを決めて、それで詰めていって、しかし環境はどうやと。それがやっぱり後になって、できるだけ支障がないようにということをやってきたわけですね。ところが、最初から環境も利水も両立するようにということを考えるのであれば、こういう進め方というのは、今までと大きく変わるわけですから、根本的にというのはつけたほうがよろしいと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、河田委員。

○河田委員

河川法の改正はまさにそうじゃないですか。つまり、3つを最初からバランスを持ってやるという。だから、根本的にという、そういうことを今さらここに書かなくても、新しい河川法でやるのに、まだ前の状態を引きずってるという、そういう書き方というのはまずいじゃないですか、

逆に。河川法が改正されて、治水・利水・環境を最初から考えなさいということですよね。重要度は別ですよ。最初に考えなさいということですよ。だから、千代延委員が言われるような形にはなっていない。

○千代延委員

千代延です。何でなっていないんですか。

○山下委員

ちょっと話がよくわからなくなりましたが。

○千代延委員

今の最後のところ、言うようにはなっていないという、そこをちょっともう一回説明してください。

○河田委員

要するに、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢でというけれども、要するに、新しい河川法になって、河川事業者はそういうふうやってるじゃないですか。やってないという評価というのがわからない。

○山下委員

ちょっと確認ですが、それこそ、整備局のほうがそういう基本的な考え方、転換しなければいけないという考え方を示しているから、それをちゃんとやってよということですから、それで、河田委員も恐らく根本的という形容詞はあえて要らないのではないかというご趣旨だと理解をしたんですが。

○河田委員

要するに、新しく河川法が改正される前のダム計画があるじゃないですか。これについては、新しい河川法になじまないやり方でやられたことは間違いないと思う。ですけれども、その後、計画されてきたやつについては、そうはなっていない。だから、それをごちゃまぜにしちゃうとおかしくなっちゃう。

○千代延委員

千代延です。その後やられたと言われますけど、どんなところがあるんですか、その後。教えてください。

○河田委員

いや。ちょっと言い方がまずかった、河川法の改正の前から計画されてきたものについては、そういう新しい河川法の趣旨が当然変わったわけですから反映されていないところがあります。

○千代延委員

それはわかります。

○河田委員

わかるでしょう。ですから、その後については、だから、根本的に変えろということの対象がな

いということでしょう。

○山下委員

わかりました。では、宮本委員長。

○宮本委員長

何というかな、基本的に転換するというのは間違いないんですよね。河川管理者も言ってるわけですね。ただし、今我々が説明を聞いた範囲では、そこについては不十分じゃないかという印象もあるというのも事実なんですね。これは、環境の先生方もそうおっしゃっているわけです。ですから、そこは転換するというなら、きっちりと転換してくださいよという意味なんですね、この根本的というのはですね。ただし、その根本的という意味が非常にあいまいだということをおっしゃるのも私もわかりますので、1つの提案として、2期の委員会からの引き継ぎのところには、治水、利水の基本的な考え方を大きな転換を求められているといっているんですね。ここは、根本的という意味がよくわからないんなら、大きく転換すると言ったらだめですか。

○河田委員

いいですよ。はい。

○宮本委員長

趣旨は、今こういうふうに議論したということは残りますから。ただ、単なる転換じゃちょっと弱いんじゃないかという気があったものですから、こういう言葉を使ったんだけど、やっぱり根本的という言葉がわかりにくいということなんで、大きく転換をすることを求められているというような感じにということに、何となくしたらいいかんと思うんですが。

○山下委員

竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

河田委員のおっしゃる歴史的な経緯についてはそのとおりだと思いますが、ここで我々が議論しているのは、法律の改正経緯ではなく原案についての評価です。そして、原案では根本的な転換が図られて総合的な検討がされてるかというのと、それがまだできてないという評価を我々はしたわけでありまして。ですから、原案に関して根本的に転換してほしいというのが趣旨だと思います。したがって、やはり根本的がないとおかしいと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。竹門委員の今のご発言を受けてということですが。では、水山委員。

○水山委員

水山です。河川法の解釈もそれなりに幅があると思うんですけど、改定前から時代とともにだんだんと環境は検討していました、随分お金をかけて。それを正式に法律の中で法的にプロセスの中

に組み込んだという解釈、私なんかその程度の解釈をしておる。そういう意味で、しかもそれぞれ委員会をつくってご検討のようなわけですから、それはそれなりにおやりになったんじゃないかという評価をしてもいい。それはもちろん特に専門の方はまだまだという話になるでしょうけども、それはその人によって丸つけるか三角かペケかは違うんじゃないかと思ってますので、あんまり強く、この雰囲気は多数の意見のようですけども、書かれるのは私は賛成できない。

#### ○山下委員

水山委員がおっしゃった、その環境に対する取り組みをやってきたというのは確かで、それは十分委員会としても評価しているということは、前回の委員会で確認をされてます。その上で、竹門委員がおっしゃったような趣旨でここは書かれているという、そういう理解なのですが。どうしましょう、根本的に残すか、大きく変えるか。ただ、竹門委員のように理解をするのであれば根本的じゃないと、そもそもこれは文章として完結しないということですが、それでよろしいでしょうか。

もちろん、ここは、一方で環境に対する取り組みを十分やってきたということは、これは当然評価しているんだけど、それはそういう前提の上でということでもよろしいでしょうか。

では、竹門委員、お願いします。

#### ○竹門委員

環境に対するこれまでの対策は、治水と利水と切り離された形で行われているわけです。お金も人もたくさん投資されていますけれども、ダムをつくる計画では、治水、利水の目的が先行してしまっていて、どこにつくるかというような計画が、歴史的には前だったかもしれないけれども、そのまま変わらずに現在も生き続けているというところに問題があるわけですし、そういう意味では根本的に見直していただかないと困るという結論は必要であると思います。

この文章については、総合的な検討というところにかかわるわけですね。決して、対策として環境がないがしろにされているということを言っている意味じゃないわけであります。ですから、このパラグラフに関しては、私はこれでいいと思います。

#### ○山下委員

では、寶委員お願いします。

#### ○寶委員

寶です。治水・利水の考え方を「根本的に」転換するということは、例えば治水だけとると、治水の考え方を根本的に変えるということですね。今はその基本方針があり、そのもとで整備計画を考えているわけですけども、そこまで変えようという意味ではないんですね。

#### ○山下委員

いえ、そういう趣旨ではない。というのは、そうではなくて、それこそ、環境と治水と利水というのを総合的に検討するということであれば、従来型の治水、利水の考え方が当然変わるだろうと

いう、そういう理解をしていたんですが。

○竹門委員

総合的に考えるというところにかかると申し上げているわけです。治水・利水の考え方として、単独で何が最も効率がよいかを決めるのではなく、メリット、デメリットをはかりにかけるときのかけ方を総合的にする必要があるということです。治水・利水の個々の計算の仕方を変えろといっている意味ではございません。

○山下委員

よろしいでしょうか、實委員。

では、川上委員。

○川上委員

川上です。これは前段を受けて記載されてて、最後に総合的にというふうに、ホップ・ステップ・ジャンプになってるんですよ、論理的に。そのところをご理解していただけないかと思うんですけど。

○山下委員

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

私も個人的には治水・利水の考え方は根本的に転換するというのは必要だと思ってますし、河川法もそういう方向で今歩み出しているんだと思いますが、それを現実化する上でどうするかという問題が問われているのかと思います。

それで、今、ホップ・ステップ・ジャンプという話が出たんで、私はそれで逆にちょっとこれをその意味でどういうふうに理解するかということを考えてたんですが、環境にかかわるデータの蓄積が乏しいということは、もう少し踏み込んで言えば、それをベースに必ずしも科学的にこうだということを結論づけるというか、今の段階で明確に言えないものもあり得ると。しかし、それはそうだけでも、いわゆる事前警戒的な考え方とか、そういうことを踏まえていくなら、その試行錯誤も認める形でこの環境とか治水とか利水を総合的に検討するということは必要だというふうなことというのが、この意味合いとして入っているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

つまり。済みません、私の理解が間違ってるのかもしれませんが。環境にかかわるデータの蓄積が乏しいというところを非常にまず強調されているんですね。

○川上委員

河川管理者の。

○岡田委員

そうか。いや、だけど、ホップ・ステップ・ジャンプでしょう。そうすると、ここのところをベースにすると、要するに、環境・治水・利水を総合的に検討するというのは、データの蓄積が乏し

いということを言いわけにしているのは困りますよということも含めた総合的に検討することを求めると、そういう理解だというふう考えてよろしいんでしょうか、ということを行っているわけです。

そうすると、私が言っているようなそういうPDCAサイクル的なことを含めてですけど、いろいろ試行モデルを入れていくとかということも含めて、例えばそういうことが具体のイメージとして提案できるという理解でよろしいんでしょうか。

ちょっと変な言い方をしますが、河田先生の言われたこととちょっと意味が違うんだけど、仮にこれを河川管理者が読まれたときに、いや、総合的に検討してますというふうに言われたら、それでしまいのような気もするわけですね。だから、それはそうじゃなくて、ここでいう「環境・治水・利水を総合的に検討する」というのは、例えばこういう意味合いがあるということを多少我々はある程度踏まえておかないと、言い放しになるんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけど。

#### ○山下委員

では、川上さん。

#### ○川上委員

川上です。この環境・治水・利水を総合的に検討するということは、後で出てくるんですよ。実は、具体的な事例というか。それは、桂川の大下津地区の掘削の問題を原案で河川管理者は記載してらっしゃるんですけど、そこのやり方も、また違うやり方もあるでしょうと。環境にも配慮した治水のやり方というのはあるはずだから、その代替案も総合的に検討してくださいという展開になっていく、その前段なんですね、ここはね。前提といいますかね。そういうことなんです。

#### ○田中委員

田中です。今根本的なところをやってるんでね、そんなところへ話を広げなくても、これをどうするかで、早く前に進みましょう。

#### ○宮本委員長

要するに、根本的をとるかというのが一案。それから、もう1つは根本的をそのまま生かすかという意見。それから、私が中途半端に提案したんですが、大きく転換するという、今この3つがあるわけですね。どれにするかなんですが、今久さんの手が挙がったんで。

#### ○久委員

久です。多分修文の問題で誤解のないようにということだと思えるんですけども、そういう意味では、治水・利水の考え方を根本的に転換するという書き振りで、その治水が変わるのか、利水が変わるのかという話になってますので、変えるのは河川整備の考え方を変えるということですから、これも河川整備の考え方を根本的に転換するという姿勢で環境・治水・利水を総合的に検討することを求めるという文案もあるんじゃないかなと思いました。

○山下委員

はい、ありがとうございます。

何か案がふえているばかりという気もするんですが、今の河川整備の考え方を根本的に転換するという姿勢でというご提案だったんですが。

○田中委員

田中です。これは前段でちゃんと「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない」と、ここでちゃんと書いてあるんですよ、転換しなければならないということは。だから、それを受けてここで書いてるわけですから、あえてそんなに何回もしなくても、根本的という言葉で1つ入れておけば、僕は十分だと思います。

○山下委員

では、川崎委員。

○川崎委員

川崎です。今の久先生のご意見ですけども、極めて私は的確だと思っています。先ほどから治水とか利水技術、利水とか治水とか環境という言葉の中にも技術とか考え方、哲学、それぞれ大きな膨らみがあって物事を理解しますので、ここで今議論しているのは、確かに総合的な計画案の中でそういう技術をどうバランスさせていくかという話ですので、そういう意味では久先生のご意見に私は賛同いたします。以上です。

○山下委員

はい、ほかにいかがでしょうか。

治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢でというのと、河川管理の考え方を根本的に転換するという姿勢でというのと、それと根本的を使わないという3つが出ているわけですが、どうしましょうか。できれば決めたいんですが。

では、西野さん。

○西野委員

西野です。原案のほうは河川整備と管理の取り組みを転換しなければならないというふうになっているわけですね。それで、またこの最後の2行目で、河川整備の考え方というふうになると、管理とかが抜けてしまいますし、私はもともとこれでいいと思います。なぜそんなに根本的というのにこだわるのか、私には理解ができません。

○山下委員

ほかにいかがでしょうか。

それでは、変更修正しないというご意見と、根本的にこだわられるというご意見と。

○河田委員

いいですよ。この議論した内容が議事録に残りますのでね、ですから、言葉のあやになってくるから。

○山下委員

だんだん言葉遣いの問題だと思うんですが、ただ。

○河田委員

だから、みんながそういうふうを確認していただければいいわけで、竹門先生のおっしゃるところなんで、ですから、文の解釈の問題ですから、そこを議論したということで残ればいいと思います。

○山下委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

根本的に転換するということの意味内容は、こういう趣旨だということは確認されたということで、特に修正なしということで行くということによろしいでしょうか。

それでは、3の「洪水対策」のほうに入りたいと思います。これは、前々回のときにもう少し客観的に書けということで、こういう形になっていますが、この点について宮本委員長のほうから最初に発言がありますか。

○宮本委員長

ここはかなり大幅に内容を修文いたしました。もともとは、宇治川、木津川、桂川、淀川を含めて、すべての河川全体についてハイウオーターレベルを超すとか、越水の延長がどうだというようなことでほとんど変わらないとか、あるいは大きく改善されないとか、そういう言葉が入っていたんですけども、特に寶委員のほうから超過洪水と計画洪水を分けて書くべきだとか、そういう話が出ました。ただし、超過洪水というのが、超過外力というのは、実はこれは、200年に1回の上をいう話というときもありますし、現況流下能力以上のものを超過外力という場合もあるものですから、そこをまたあんまり分けて書くと、なおかつ、ここは1.0と1.5と2.0しかないものですから、きちっと分けることはできません。したがって、何やかやと評価を入れることはやめまして、データをそのままそれぞれの河川についてハイウオーターを超える延長の率と越水の率というのは、事実関係だけ書きました。

ということです、ここは。

○山下委員

寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。基本方針のもとでの整備計画ということですので、仕分けするのが筋であるというのは私の意見でありまして、それは分けたほうがいい。それと、この「%」という字がずらずらっと出

てきまして大変読みにくいし、ここだけ論調が、ほかとざっと見比べてみると、文章が美しくないとか、異様な感じがするんですね。ですから、どうですか、事実は事実か、計算結果の1.5倍、2.0倍というようなほとんど、超過が生起確率の低いものについて、一々書く必要があるのかどうかですね。それで、もう少し、何というんでしょうかね、この文章を、まず、だから整備基本方針の観点からあるいは整備計画の観点から、あるいは現況の観点からどうなのかということと、それと、項を改めて、超過洪水についてはどうかというふうにまず分けると。それと、この「%」というのは、明らかにちょっとほかのところの記述と比べて異様な感じがするので、もう少しきれいなとか、見栄えのよい書き方がないのかなと思うんですけど。

#### ○宮本委員長

我々に与えられたデータでは、例えば戦後最大洪水、それから計画洪水、それからそれ以上というふうな仕分けをなかなか書けません。事実関係で書けません。我々がいただいているデータは、今このデータしかないものですから、そういう意味で余りきめ細かく分析ができませんので、私は、ここはそのままの客観的な事実だけを述べると。これについては、事実関係ですから、主観が何も入ったものではありませんので、ここについては、確かに文章がほかと比べて非常に読みにくいところになってますけども、間違いじゃないということであれば、そのままここは生かしてもらいたいと思っています。

#### ○山下委員

ほかにかがででしょうか。前回のときにできるだけ主観とか、評価を入れるなということできょういう形になってるというご発言がありました。

では、河田委員。

#### ○河田委員

まず、この数字は正しいんですか。それをちょっと伺いたい。

#### ○宮本委員長

これは、私が委員会でも説明しましたが、これは69回の委員会の資料1－5です。これの図から読み取ったものですので、正確じゃないかもしれません。だから、約とつけてます。ですから、そんなに大きな差はないと思います。

#### ○河田委員

河川事業者にお伺いしたいんですけども、要するに、ハイウオーターレベルを超えるパーセンテージというのは、この程度出てくるんですか。

#### ○山下委員

では、井上調査官。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上でございます。お示しした資料にこの計算結果というのをお示しをしております、ハイウ

オーター以上のものと越水してるものというようなことを、確かに記述というか、表現しております。私どもがこの数字というのを出したのではなくて、先ほどありましたように委員長のほうからあったものです。

この水位の表現をするときに、我々計画というものの考え方と色々なケースによって、水位がどれくらいになるかというのを表現、表現の仕方は幾つかあるというようなことでお示したところです。委員長のほうはその中の一部、それを取り上げて書かれております。我々は、その例えば実績洪水の場合、我々の不等流という計算の結果ですと、例えば実績はハイウオーターを超えるところはゼロというふうな結果も出しているところでございます。

○山下委員

今、河田委員からあったのは、この数字は、宮本委員長は整備局のデータからはじき出したんだけどということだったんだけど、この数字は正しいんですかというご質問だったんですけど、それは。

○河田委員

要するに、初めてこの数字が出てくるのでね。

○山下委員

ですから、それはいいんですね。

○宮本委員長

それは、数字自体は初めてですけども、グラフで、これに基づいてグラフを何回か委員会でお示ししてご説明したものであります。ただし、それでは大きく改善しないとか、あるいはほとんど変わらないとか、そういった表現になるものですから、そこについては皆さん方からできるだけ客観的なことで示せという話があったものですから、一番客観的なのは、こういう数字だろうということでお出しいたしました。

○山下委員

ということですが。今の河田委員からの確認のご質問についてはよろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

我々としての出した数字ではありません、この何%というものは。

○山下委員

ないけれど、そのもとになってるところは、そちらが出したものです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、そうです。

○山下委員

寶委員、お願いします。

## ○寶委員

寶です。5ページの私の修文案をごらんいただきたいと思うんですけども、1－2の5ページですが、まず、その「淀川、宇治川、木津川、そして桂川に整備計画で想定する戦後最大規模の洪水が発生した場合、現状と原案に示された洪水対策メニューが整備された後とを比較すると、中上流部において治水効果は大きい。」それから、「また、下流部においても治水安全度を下げないよう上下バランスが保たれている。」これは事実だと思うんですね。これどうですか、こういう文章を入れるということについて。いかがでしょうか。

## ○宮本委員長

それをきめ細かく分析できないんですよ。でね、これはこの文章というのは、ここはあくまで事実関係でして、なぜこれを書いてあるかといいますと、その次のポツですね。結局、整備計画、整備後においても、やはりハイウォーター以上の堤防補強と越水対策をしなかったら、破堤の危険性は高いですよということは、皆さん方一致したわけで、それを説明するためにこういうふうな数字を挙げたということです、どこか中流域がどうだとか、どこが評価が上がるとか、そのことを使って何かを言おうとしてるんじゃないんです。最終的には、ハイウォーター以上の堤防強化と越水対策を、これはしましうねということを前々回の委員会で皆さん方一致して求めようとしたわけですから、その文章のために前段として事実関係はこうですということを書いただけであります。

## ○山下委員

では、寶委員、どうでしょう。

## ○寶委員

ですから、この事実関係の前に今私が申し上げたのを入れたらいいじゃないですか。洪水対策でしょう。それで、今やっている整備計画がどういう効果があるのかということをやっぱり挙げて「超過洪水についてはこうだ」というのを今書いておられるところへ入れたらいいじゃないですか。

## ○宮本委員長

例えば、ハイウォーターを超えるのが1.5倍の場合には88%から91%になると書いてますよね。これは計画規模で言うたら1.2倍ぐらいなんですよね。そうすると、ここの数字がわからないんですよ。ですから、超過洪水か計画規模かということをよくおっしゃるんですけども、我々がいただいたデータではその境目がわからないんです、1.2倍のときには。実際、1.5倍になったら整備後のほうがふえているわけですよ。それで、1.0のときには整備後のほうが少なくなってます。ですから、その微妙な表現ができないものですから、なおかつそこで私がそういうふうなことを日本語として書くとまたその判断が入っているようなことになるものですから、できるだけそういうややこしいことは書かないということで数字だけを挙げたということになります。

○山下委員

寶委員。

○寶委員

寶です。整備計画の規模でどれぐらいの効果があるのかを書くことについてなぜいけないんでしょうか。中上流部についてですね。

○宮本委員長

整備計画の規模というのは戦後最大ということをおっしゃっているんですか。

○寶委員

まあ、とりあえず戦後最大規模の洪水ということですよ。

○宮本委員長

いや、ですから、私が言いたいのは、戦後最大規模でどうだということを言っているんじゃないしに、戦後最大も、それからそれ以上のもの、計画も含め、あるいは計画以上も含めて最終的にはどうなりますかということを行っているわけで。もう一回言いますけれども、何のためにこれを書いたかといったら、その次のパラグラフで堤防強化をしましょうということは一致したわけです、この委員会で。それが言いたいですので、何も、中流域ではどうだとか、もう一つ分析してわけのわからないことを書くと余計ややこしくなるので、言うたら一番最小限の数字だけを書いたということです。逆に、それを書かないと、何が問題なんですかね、その堤防強化をするという我々の結論に対して。

○山下委員

寶委員。

○寶委員

寶です。それでは、2つ目のところも関連するようです。

○山下委員

もうこの3の洪水対策全体通してご意見いただきたいと思います。

○寶委員

はい。前回、私、河川砂防技術基準(案)に完全堤防ということで天端まで法覆工でやることになっていると申し上げたら宮本委員長は御存じなかったようですが、きょう資料をお渡ししましたので「ああ、ちょっとそれは勘違いしてた」とおっしゃいましたけれども。ですからこのハイウオーターレベル以上の堤防強化というのは行われるわけですね、恐らく。まあ、それは確認したほうがいいかもしれませんけれどもね。

○宮本委員長

うん、それは確認しないと。

## ○寶委員

ええ。だけれども、基準としては、河川砂防技術基準(案)としてはやるということになってて、なっていない場合は今「暫定堤防」ということなんですよ。だから、ここの部分で「行われないならば」という、それと「越水対策強化が行われないならば、」ということですけども、その部分を言いたいがために非常に超過確率の低い1.5倍、2.0倍、きょう先ほど事前会議でお渡ししたペーパーを見ていただいたらわかりますけれども、3万7,000分の1というような物すごく起こりにくい、この8,000km<sup>2</sup>の流域に444mmの雨が降るということは本当に希有なことです。ですから、そういう希有なケースについてここに書くよりは、もう少し実際の整備計画が対象としている規模の雨、洪水についてその整備計画で示している案がどうなのかということを書いてもいいんじゃないかと思うのが1点です。ですから、それに加えて超過洪水の場合はハイウォーターレベル以上の堤防強化及び越水対策強化をやるべしと、これはもう当然書いたらいいと思っております。

## ○宮本委員長

今までの私たちの議論は、戦後最大ということを目指してやりましょうということは言っていないですよ。今までのこの議論では。要するに、いろんな洪水に対して生命を守りましょうということがまずベースにあったわけです。ですから、今おっしゃったみたいに、戦後最大に対してはこうだねと。それはもう当然ですよ、その戦後最大に対して今やろうとしているんですから。我々が言っているのは、戦後最大にとどまらずに、計画規模あるいはそれ以上のものも降ると。そのときにどうしようかという議論をやってきたつもりですので、わざわざそこで戦後最大については安全度が上がるよと、そんなことは当然のことなんですよ。逆に言うたら、なぜそういうことを書かないと最後の結論に続かないんですかね。

## ○山下委員

では、川崎委員、お願いします。

## ○川崎委員

今の諸点ですけども、私もここに寶先生とほぼ同じ意見を書いてましてですね。基本的にダム案でいくのか、堤防強化案でいくのか、両方走って目標年次を決めていくのかという、まあ実際上は岡田先生の言われるPDCAサイクルで動くことだと思うんですけども、ここでの洪水対策の大きな視点としては、やはり案を超過、まあ超過洪水対策に対しては危機管理ということで一応もう位置づけられているわけですね。管理者側のサイドで危機管理ということを対策として挙げていると。まあそれはそれなんだけれども、要するに計画高水位以下のものを、おおむね今回の整備計画の目標とする洪水の中で下回る計画ということを経営者のほうで提案してきたわけです。だから、それが正しいのかどうかを委員会で議論するかチェックすることについては何ら問題ではないと。その結論を超過洪水対策に持っていくということはわかるんですけども。

○宮本委員長

いやいや、そうじゃなしにね。

○川崎委員

いや、その委員長のご意見もよくわかるんですけどもね。

○宮本委員長

いや、そうじゃなしに、川崎委員がおっしゃっている超過洪水というのは何なんですか。何を超過洪水とおっしゃっているんですか。

○川崎委員

ハイウォーターレベル以上ですね。それで、ハイウォーターレベル以下でも場合によってはうねりだとか。

○宮本委員長

ちょっと待ってくださいよ。そうじゃないです。ハイウォーターレベル以上が超過洪水で、ハイウォーターレベル以下が通常というか計画高水、そんなことを今おっしゃったらこの洪水の議論というのは一体何だということになりますよ。ハイウォーターレベル以上は超過洪水と言われると、もう。

○川崎委員

ただ、今回の整備計画の目標というのは基本的には計画高水位を下回ろうというのが、これが基準として出てきたわけですね。

○宮本委員長

そうじゃなしに、そのときの外力が何かということです、今議論しているのは。そのときの外力が、川崎さんは超過洪水というのはどういうものだと定義されているんですかと今聞いているわけですよ。ハイウォーターを超えるとか超えないとかいうのは、整備ができてなかったら10分の1の雨だってハイウォーターを超えるんですよ。

○川崎委員

ええ、そうです。

○宮本委員長

うん。ですから、計画規模の洪水ということであれば、例えば木津川、宇治川、桂川は150分の1ですよ。150分の1の雨が今整備後に降ったとしても、ハイウォーターを超えてしまうんですよ、これは。超過洪水というのは計画規模以上だと言われたら、必ずしも越水するものだけが超過洪水じゃないんですよ。計画規模であっても整備後であっても、木津川、宇治川、桂川はハイウォーターを超えるんですよ。計画規模でも。その辺が何かちょっと、頭がちょっと整理されていないんじゃないですか。

ちょっと待ってください、今委員同士でやっているわけですから。

○山下委員

よろしいですか。

○宮本委員長

それじゃ、ちょっと時間もあれなんでね。要するに、75回の委員会で、ハイウオーター以上の堤防強化、それから越水対策、これは盛り込みましょうと。これは決めましたよね。それを実はここは言いたいだけなんです。それだけなんです。ですから、後の、例えばダムと、あるいはほかのメニューと堤防強化を組み合わせるといというのは、これは宿題といいますか、これからの議論だということは確認したわけですよ。ですから、今ここでこの文章で書きたいのは、ハイウオーター以上の強化と越水対策を求めたいということだけ書きたいわけです。

○河田委員

ちょっといいですか。

○山下委員

はい、どうぞ。

○河田委員

そうすると、例えば実績降雨の1.5倍とか2倍という値はここに入れないほうがいいと思うんですよ。というのは、要するに、今委員長がおっしゃっていた説明で十分であって、あえてそんな大きなものを降らせてどうなるかというふうなことをここに示す必要は僕はないと思うんですよ。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、その2つ目のポツですね、数字じゃなしに。「HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。」と。これはそうですね。大きいですね。それで、「したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。」、この文章はいいですよ、これはもうみんなで決めたことです。

そしたら、この文章だけでいいですか。上の1つ目の何々%、何々%、これは全部削除。要するに、言いたいところはここだけです。要するに、今の何%何%が超過洪水だとか計画高水だとか何やかんや言うのは、そこまでは分析できませんし、そこになるといろんな、言うたらあやふやな判断が入りますから、もう私はそこにおいては客観的な数字だけと思いましたけれども、今河田委員が、1.5倍とか2倍とか、そういう議論をするとまたそこで超過洪水の議論となるからそれはもう今のところはやめようとおっしゃいますから、1つ目のポツは全部削除。

○山下委員

寶委員。

○寶委員

寶です。賛成いたします。

○宮本委員長

はい。

○山下委員

では、河田委員、もうよろしいですか。

○河田委員

いや、僕が言ったんですから。だから、そのところを誤解のないようにしようとしたら今おっしゃるとおりですよ。

○山下委員

わかりました。それでは、宮本委員長のほうから提案があった、最初のポツのところは全部削除ということでよろしいでしょうか。この3の洪水対策についてほかにいかがでしょうか。

○宮本委員長

すいません。そういうことからすると、2つ目のポツの「このことから、」というのも当然消すということで、「HWL以上の」からになると。文章としてはですね。2つ目のポツはもともと消してあるんですけれども。

○山下委員

それは特によろしいですね。

○宮本委員長

はい。

○山下委員

ほかにご意見ございますか。では、田中委員。

○田中委員

すいません。だから、洪水対策のこの最初の4行も没ですよ。消さないといかんですね。

○宮本委員長

ああ、そうそうそう。

○田中委員

そういうことですね。

○宮本委員長

最初のポツは削除。

○山下委員

「淀川、宇治川」云々という7行を削除ということです。よろしいでしょうか。ほかに洪水対策のところでご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、4の水需要管理のところに行きたいと思います。この点については余りご意見もなかったように思うのですが、いかがでしょうか。

○池野委員

いや、今の洪水対策の3段目はどういう議論をしたんですか。

○山下委員

特にご意見がなかったと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○池野委員

今、この6ページの上の議論でということですか。

○山下委員

確認をします。3の洪水対策の段落が3つあって、一番上は取ると。それで、2段目、3段目について特にご意見ございますか。3段目についてよろしいでしょうか。では、寶委員。

○寶委員

7ページに書いてたかと思うんですけども、後半部分ですが、この「事業費を明示した上で、」というところについてはきょうの資料で出ているようなんですけれども、きょうはご紹介される時間があるかどうかは知りませんが、そこを、まあそれはいいですか。ですから、私の修文案ではこれを2つに分けて、「その事業費を明示した上で、流域対応等他の対策との組み合わせを勘案して、優先度の検討を行われない。」と。あんまり変わりませんか。

○山下委員

まあ、趣旨としては、日本語の表現のいい悪いはあるかもしれませんが、内容は同じだということとでよろしいでしょうか。

○寶委員

はい、わかりました。

○山下委員

では、池野委員。

○寶委員

すいません、いいですか。

○山下委員

まだありますか。

○寶委員

そうそう、この理由のところですね。「堤防のHWL以上の強化」というのは、先ほども言いましたように、標準規格だと思っているのでそこはもう書かなくていいのかなというふうなことを思った次第ですが、それは確認が要ということであれば残っててもいいかなと。わかりました。

○山下委員

ええ。まあこれは第2段落目の表現をそのまま受けているわけですから、もうこれでいかがでしょうか。

○寶委員

はい、失礼しました。では、まあ結構です。

○山下委員

では、池野委員。

○池野委員

壊滅的な被害の回避というのができるのかなと前々から思っています。軽減は目指すべきなんだろうと思うんですけども、回避というのができるのかなと。

○山下委員

では、宮本委員長。

○宮本委員長

これは、さまざまな洪水規模を我々は念頭に置いてますから、洪水規模がある程度小さければ回避できるわけです。そういう意味で、実は基礎案の22ページにも「壊滅的な被害の回避・軽減」というのを使ってますので、あえて「回避」を取るという理由もありませんので踏襲しました。

○山下委員

ということですが。

○池野委員

壊滅的なという議論になると。

○宮本委員長

ですから、それは洪水規模によって。ある程度の規模の洪水でしたら、壊滅的な被害を回避できるわけですね。ですから、単に「回避」を取ってしまうという理屈もありますよ。しかし、今までこういう流れで1次・2次基礎案まで来てますので、あえてここで「回避」を取る理由がないということなのでそれを踏襲したということです。

○池野委員

了解。

○山下委員

よろしいでしょうか。

○池野委員

ええ。

○山下委員

ほかにございますか。では、水山委員。

○水山委員

水山です。今また委員長から1次・2次基礎案という言葉が出たんですけど、私は、先ほどと同じように、基本方針があって整備計画案が出てきているんだから、この議論に行かないと。ここに

書いてあることも非常にいいことが書いてあって、1次・2次の議論はこういう議論だったんですけど、「土地利用計画を含めた」云々、それをこういうぐあいにやれというのを整備計画で言うのは、言ってもいいんだけど、酷なんじゃないか。要するに、今すぐやろうとし始めている中身を議論しているので、これはどこかでやらないかんのだけど、この場で言っても言いつ放しになるんじゃないか。ちょっと場が違うんじゃないかなという気がします。

○宮本委員長

1次・2次基礎案という話はもうできるだけ避けて、この3次で議論したことに基づいてやりたいと思いますけれども、しかし踏まえないといけないことも間違いないですよ。そういう意味で、水山委員のほうからは、「流域対応」という言葉があるけれども、これについて本当にできるのかということやと思うんですよ。流域対応はいろんなことがあります。その中で、例えば二線堤の設置。これはもう既に円山川でやってます。それから輪中堤。これは相野谷川でやってます。したがって、すべての、何でもかんでも流域対応がすぐできるとは思いませんけれども、やれていることもあるものですから、別にここに書いてあっても無理なことをやれと言っていることじゃないというふうに私は思っております。

○水山委員

水山です。まあ、田舎はできるんですけどね。ここでやろうという話はね。

○宮本委員長

いやいや、人家密集のところからまだ人家密集でないところもあるわけです。この流域対応というのは今の第3次の委員会でもずっと出ているわけですよ。これは河田委員だって、もう川の中だけじゃなしに流域対応しないかんということが出ているわけですから、決して1次・2次を踏まえたということだけじゃなしに、第3次においても流域対応の重要性は言われているし、なおかつやれることはあるということであります。

○水山委員

否定しているわけじゃないんですけど、私はやっぱりこの整備計画案については実行性を最初に考えているので。まあダムに関してもそういうことなんですけど、堤防補強も、水の当たる側の話はいいとして、超える側の話がね。まあ20年後には間に合っているかもしれないけれども、きょうやれと言われたときに間に合っていないんじゃないかという気がするものだからさっきかなり否定的に言いました。急いでほしいと思っているんですけど。今回の議論から何か消えていってしまいましたけど、治水専用のダムもそうなんですけど、この流域対応についてももっと具体的に内容が見えるとゴーをかけられるんですけど、見えないものにゴーをかける、整備計画案でゴーをかけるとするのは私としてはできないなと思ってます。

○宮本委員長

これは、今言いましたけれども、例えば二線堤とか輪中堤はできます。それから、例えばソフト

のほうでいわゆる土地利用の規制であるとか、それから住宅の建て方を変えようということは、実はこれは草津川で近畿地整が指導・助言されて進んでいるわけです。したがって、流域対応についてはもう全然できないものだからここで書いてはまずいということじゃないというふうに思ってますし、近畿地整も流域対応はやりたいと言っているわけですから、あえて我々が遠慮して「流域対応はやめましょうや」という話はないんじゃないかと思います。

○山下委員

流域対応についてはそういうことでよろしいでしょうか。水山委員のご意見はそういうことで。

○水山委員

水山です。だから、先ほどと同じように議事録に残るならいいかということになっちゃうんですけど、スーパー堤防もそうなんですけど、試しにやることぐらいはやれるところをやるわけですからやれるんですけど、全体の絵としてやっぱり、いや、アリバイ的に「ここではやりましたよ」と済んでしまうような話になってしまうぐらいはできるでしょうけどね。だけれどもっと根本的な話は、やっぱり基本的な議論がもっとオールジャパンにないかね。

○宮本委員長

それはおっしゃるとおり。おっしゃるとおりです。ですから、この整備計画でも多分積み残しの議論で流域管理というのは出てくるわけですよ、これは環境、治水、利水も含めて。その中で、一体流域でどういうふうに治水も含めてやっていこうかというのはまさに我々はこれから議論しないかと思っています。その議論をするためにもやはり「流域対応」という言葉は残しておきたいというふうに思います。

○山下委員

よろしいでしょうか。流域対応の話はこの3次の委員会でも出てきているんだけど、議論がむしろ積み残っている、だから議論しなきゃいけないという課題だろうと思いますから。

○水山委員

もう最後にしますが、整備計画の議論をしているんだから、してはいけないとは言いませんけれどもうちちょっと違う場で、もっとオールジャパンに巻き込んだ中でやればいいなと思うんです。実行性もあるかと思います。まあ、それはどこかで言わないといけないので言えればいいんだけど、議事録に残るということで。

○山下委員

いやいや、議事録に残るだけでなく、そういうことも含めて積み残した議論ではないかなと思っていますが。それと、「回避・軽減」という言葉遣いについては、こういう表現についてだけ1次・2次のときを引き継ぐということで、それだけの話だろうと思いますので。

それでは、佐野さん。

○佐野委員

今回の意見書に「流域対応」の言葉を入れるかどうかという点に関しては、私は入れておいて全然差し支えはないと思います。というのは、この計画自身が、もちろん現在できるものをという趣旨もありますが、二、三十年というタイムスパンで考えてということなので、30年というタイムスパンを考えればやれることはもっとふえていくだろうなと思いますので、ここで提示しておくこと自身はそれなりに委員会の今までの6年間の成果の一つということで、入れることにそんなに議論の余地はないんじゃないかなとむしろ思っています。

○山下委員

はい。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4の水需要管理のところへ移りたいと思います。この点について余り委員のほうから意見もなかったということで、できれば段落ごとではなくて3つの段落を通してご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。この4の水需要管理のところ全体通してご意見あれば。

池野さん、何かありますか。

○池野委員

具体的な例示については、2段と3段は同じ文章が出ているのでどちらかひとつ、後のほうでいいじゃないかと思います。加えて「等」というのを追加したということは、それは必ずしもこれだけでなしにいろんな議論があるだろうという意味です。

○山下委員

はい。ということで入れました。

○池野委員

例示については、上の2段目の例示は要らないのではないかという気はしたんですけど。

○山下委員

ただ、ずっと委員会の議論の中で、川上ダムに絡む水需要管理と丹生ダムにかかわる話、これは特に念頭に置いて具体的な対応を求めるものとしてという意見がありましたのであえて2つを書いたということですが、いかがでしょうか。

○池野委員

まあ、余りこだわりませんが、同じことを文章として2つも書かなくてもいいんじゃないかと思って。次の段落で同じ文言があるわけでしょう。

○山下委員

なるほど。わかりました。

○宮本委員長

ちょっとこれを言いますと、前の委員会のときにいわゆるラウンドテーブルをつくろう。利水者会議といいますか、常設の。それで、そのときに川上ダムの利水と渴対の話については当然テーマ

に入りますよねということを行いましたよね。ですから、あえてここでどちらかを代表で入れるとなるとどっちを入れるんだという話にもなりますから、ここへ2つ書いといても別に邪魔になりませんので、そういうことで2つ書きました。

○池野委員

いや、2つという意味じゃない。2カ所という意味ですよ。2段目と3段目に同じ文言が出てるじゃないですか。書くなら3段目だけでいいんじゃないですか。

○山下委員

2段目と3段目、ちょっとこれは内容が違うので、本当はもう少し簡単に書きたいんだけど、正確に書くと同じ言葉を2度使わざるを得なかったというだけのことですが。まあ、くどいと言われたら確かにくどいですが、日本語の。

○宮本委員長

まあ、美しさを求められるのはわかりますけれども、若干くどいですが、あえてここで余り議論して「どれを下げろ」とか言わんでもいいんじゃないですか。

○山下委員

まあ、内容というよりは美しい日本語と言われると、これ全体通してちょっとつらいところがありますが、そういう意味でいかがでしょうか。

○池野委員

山下副委員長の言葉に対して大いに期待しています。やはり格調あるものを出したいなという思いが当然ながらあるものですから。

○山下委員

いや、おっしゃるとおりだと思います。ただ、一方で、余りはしよった言葉の使い方だこういう性格のものとしてはふさわしくないかなというので、いささかくどいようですが、こういう書き方になったということですが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございますか。それでは、水需要管理については以上ということで。

では、休憩を入れて、後半は川上副委員長の方へ。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。それでは、6時45分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

〔午後 6時30分 休憩〕

〔午後 6時46分 再開〕

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開したいと思います。宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、後半に入りたいと思います。後半の進行といいますか、仕切りは川上副委員長ですの

で、川上さん、よろしくお願いします。

#### ○川上委員

はい。川上でございます。では、第1ラウンドに続きまして、審議資料1-2の8ページ、5のダム、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発から入ってまいりたいと思います。

第1段落につきまして5人の委員からご意見をいただいておりますけれども、まず冒頭に宮本委員長のほうから修正の趣旨をお話しいただきたいと思います。といいますのが、3月11日バージョンではこの大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発の記述というのは3行なんですね。実に簡潔な文体になっております。今回、修正案をごらんいただきましたらおわかりのように、非常に丁寧に書いたために分量がふえております。

では、趣旨についてご説明お願いいたします。

#### ○宮本委員長

はい。大戸川ダム・天ヶ瀬再開発につきましては、端的に言えば、効果が極めて小さい、そして極めて限定的であるというふうな文章がもともとの意見書の案には書いてございました。これに対して前回、前々回で議論がございまして、もう少し客観的に何がどういうふうに小さいのか、あるいは何が限定的なのかということを書けということで、その委員会の場においても「それじゃ、こういうふうな表現にさせていただきたい」ということで修正したのがこの文章でございます。

まず8ページの下のところでございますけれども、もともとは「計算誤差の範囲であり極めて小さい。」というふうに書いたんですけれども、これについては「計算誤差の範囲」という言葉が適切じゃないというふうなご意見がございました。それで、これについては實委員がご専門ということでございますので「いい表現がございませんか」ということでお願いしましたところ、「洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内」というのなら言えなくもないというふうな意見といたしますか、ご示唆をいただきましてそのように書きました。だけど、それについては必ずしも小さいとか大きいとかという評価は意見が分かれるところであるということがございましたので、これについては「小さい」という言葉を削除いたしました。まずそれが第1点でございます。

それから、次のところは「限定的である。」ということで、これについても何が限定的なんだと。前は「効果が」と言ってたんですけれども、効果については、これは上流から下流まで下げる効果があるよと。あるいはいろんな洪水に対しても洪水流量を下げる効果があるよということでございましたので、これについても33、検証に用いた33パターンについて、ダムがなかったらハイウオーター以上になると。それをダムがハイウオーター以下に下げることについては2つしかないということで「限定的である。」というふうな表現にさせていただきました。

それから、3つ目のポツでございますけれども、これについては要するに、ハイウオーター以上の強化であるとか耐越水堤防への強化対策、こういうことをやりましょうと。そういうことも含めて、ほかの流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を示した上で総合的な検討というのは

まだ実はできていない、あるいは不十分であると。そういうことからすると、現時点においては今ここで検討が十分であるとは言えないという趣旨がございましたので、そういう趣旨の文章を書かせていただきました。

そして、最後の11ページのところでは、これも基本的に今まで受けた説明では今の時点で「よし、わかった。これで十分ゴーサインだ」ということにはなっていませんねということで、これについては「そうだ」というふうな確認がございましたので、「現時点において、ダム建設の『実施』を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。」というのを、これはたしか岡田委員の表現だったと思いますけれども、それを取り入れさせていただきました。

それから、最後の段落ですけれども、これは大戸川ダムと天ヶ瀬ダムを一体として記述してたんですけれども、西野委員から天ヶ瀬再開発は琵琶湖の後期放流だとか宇治川の治水についてということがあるということでございまして、それについてはまだ十分この委員会においては審議されていないと。それは明記すべきだという意見がございましたので、これについては今後まだ審議する必要があるということを書かせていただきました。

ざっと以上でございます。

#### ○川上委員

はい。では、まず第1段落からご意見を承りたいと思います。寶委員、どうぞ。

#### ○寶委員

はい、寶です。当初というか、文案の中に「計算誤差の範囲であり極めて小さい。」というところにつきまして、「計算誤差」という言葉の使い方につきましては参考資料の30番に4ページほど書いておきました。それで、その「計算誤差の範囲で」、「何々誤差の範囲でやる」という言葉の「何々誤差」というところを置きかえらしたということとその30の4分の3ページのところに「『洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内』という言い方はできなくもありません。」と書いているんですが、その19cmとか20cmが本当に小さいのかと。極めて小さいのかということについては、やっぱり上流から流れ下ってくる水ですから、単に比率だけを見て、1万2,000分の何百 $\text{m}^3/\text{s}$ という比率だけを見て言うのではなくて、やっぱりこの流量というものの意味を考えないといけないというようなことを4分の3ページ、4分の4ページに書いておきました。

それで、この修正文案では「洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。」と。これはそうだと思いますのでそではないんですけれども、ここに観測誤差のことを書いておりますが、1割2割あるとすると、結局17cm上がった上に、まだそれに実際に来る洪水は1割2割乗っているということになりますと、その1万2,000 $\text{m}^3/\text{s}$ の1割2割、仮に1割としても1,200 $\text{m}^3/\text{s}$ ですから、1,200 $\text{m}^3/\text{s}$ ということは17cmの3倍ぐらいになる可能性もあるわけですね。ですから、そういう変動が、50cmぐらいの変動が出てくるわけですね。ですから、やっぱりハイウオーターレベルより下に極力下げておくというのは大変大事なことだということでありまして、その辺はご理解

いただいたんだろうと思っております。ですから、ここの書き方で「ああ、そうか。水位の変動幅ぐらいの範囲か」ということですが、それにまだ観測誤差が乗るんだなということを皆さんに認識していただけるのであればいいと思います。

まあ、ちょっと僕はこれは気に入りませんけど。先ほどお勧めのようなおっしゃり方をしましたが、私の意見書のこの文脈をちょっと見ていただきたと思うんですが。まあ、1段落目につきましてはそんなことで、「計算誤差」という使い方はもう間違ってた、間違ってたというか、適切でなかったということをご納得いただいたということと、「極めて小さい。」ということについてはやっぱり川の流量を見た場合に必ずしもそうは言えないということでご了解を得たということとでよろしいでしょうか。

○宮本委員長

いいですか。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

そこは、おっしゃるように、小さい大きいというのはそれぞれの人でまだ判断が分かれているということでありましたので、ですから「小さい」という言葉は取りました。だけど、それぐらいの水位高というのは、寶さんがおっしゃるような、そういう幅の中ですよということだけを書いたということであります。

○川上委員

今の寶委員のご意見は参考意見として記録にとどめればいわけですね。原文は基本的にこれでいいということですね。

○寶委員

寶です。

確認されますと、私、どう書いてましたですかね。ちょっと待ってくださいね。あつ、だからこれについては意見を出してないわけですよ。

○川上委員

はい。もう一つ一つ決めていかないとはいけませんので。

○寶委員

うん、そうそう。だから、こっちの意見には書いてますが、水位低下高は何百 $\text{m}^3$ に相当するとか、それでもいいのかなという気がしますが。まあ、それも確かに事実なので。ですから、「誤差の範囲内で」、まあ「モデル誤差」という言葉が一般の人にはわかりにくいかもしれないと思うんですね。それであれば、「水位低下高は何百 $\text{m}^3/\text{s}$ に相当する程度である」とか、そっちのほうがわかりやすいのかなという気もするんですけどね。

○川上委員

しかし、その上に「HWLから2cm水位を下げる」という表現で書かれておりますので。

○寶委員

まあ、このセンチというものと流量との対応がわからないわけですよね、ここでは水位だけでしか書いてないわけですから。ただ、実際洪水流量というのは水位よりも流れのパワーでやられることが、そっちのほうで卓越するわけですから、「水位低下高は何百 $\text{m}^3/\text{s}$ に相当する」という表現のほうが私は適切だと思いますけどね。

○川上委員

河田委員、どうぞ。

○河田委員

私はこれでいいと思います。というのは、「小さい＝無視していい」と、こういうふうにとられるとまずいのでこの前意見を申し上げたわけで、ですから、こういう形で書いていただいたら、いわゆる治水の専門家だとどれぐらいの幅というのはわかりますので、非常識にならないという意味でこれでいいと思いますが。

○川上委員

はい。では、これでいいですか。ほかにご意見ございますか。はい。では、なければ次の段落に進みたいと思います。

第2段落についてご意見ございますでしょうか。寶委員、どうぞ。

○寶委員

ここの段落の記述にはちょっと無理があると思っております。前半は「2パターンである。」ということで、前回33パターンでも実質は7パターンだということを申し上げましたけれども、それはいいとして、2パターンだと。これは事実です。それで、その次ですね。「さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることができなくなることから、」とここでわざわざ超過洪水を引き合いに出して「限定的」という結びに持っていくというのは、かなりこの文脈は不自然だと思うんですね。ですから、超過洪水についてはやっぱり別途書くということで、ここでわざわざ数%上がるような超過洪水を引き合いに出して書いてくることの意味が何なのかなと。「限定的である。」という言葉に持っていくがための接続というか、ここは無理のある文章の流れになっているんじゃないかなと思います。

○川上委員

という意見ですが、千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。今、寶委員のおっしゃった、大戸川ダムの効果を言うんですから、あえて超過洪水、

まあ寶委員の前半のところでも1.5倍とか2.0倍が大きいということをおっしゃってましたけど、その当否は別にしまして、ここで数%超える程度のものなんですけれども、なぜ超過洪水に対してはどうだということを入れたら不自然なのか、私には理解できませんが。

○寶委員

まず、前半は2パターン、ここまではいいですよ。それから、さらにこの2つの洪水パターンであっても、その数%超えるというのは1.05%とか1.06%としたらという意味ですよ。

○川上委員

そうです。

○寶委員

そして、そうしたときに、やっぱりハイウォーターレベルを超えるじゃないかという話ですよ。それはまあやっぱり超えるわけですよ、それは。やっぱりハイウォーターレベル以下に極力抑えてぎりぎりだったわけですからね。ですから、これはやっぱり超過洪水でありますから、その超過洪水対策までこの大戸川ダムとか天ヶ瀬ダムに求める必要はないわけで、それは別途超過洪水対策として考えた方がいい話であるので、ここに書くよりは、次の段落と一緒にするとかですね、次の段落でいいですかね。そういうふうな形に持っていくべきであって、ここで書く必要はないと。この流れ、「2パターンである。さらにこの」というこの続き方が不自然であるというのが私の見解であります。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。私はむしろ寶委員のおっしゃることが不自然のように思うんですけれども、洪水対策とか治水対策で計画規模まではこれをやりますと。あとのことは別のところで考えるということではないんでしょうけれども、あえて別にするという理由がですね、なぜなのか、やっぱり今の説明を聞いてもちょっと、私だけかどうかわかりませんけど、わかりませんですね。なぜ一体のものとして大戸川ダム、今仕掛けをするのは大戸川ダムですね。だから、超過であろうとなかろうと、しかも超過も寶委員がおっしゃったような1.5倍とか2倍ではないわけですよ。そのことが、どうも分けなくてはならないという理由がわからないんです。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

この文章はどうですか。最後のところね、「大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発によって洪水位をHWL以下に低下させる洪水は極めて限定的である。」と、洪水のパターンはとか洪水の数とはという意味ですか。この「限定的」の意味ですけど。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

まず、前半の33の2というのは洪水のパターンですよ。これは限定的だと言ってますね。それから、その中の2パターンについても、今度は洪水の規模として、その2パターンは、まあ言えば効果があるんだけど、その2パターンでも少しでも規模が大きくなるとハイウォーター以上、超えてしまうから、そういう意味でも今度は限定的だと言っている。2つ言っているわけです。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

はい。だから、そうすると、前半のほうは数で、数として限定的であると。私は7分の2だと思ってますから、私自身は限定的だと思ってないんですけどね。それから、後半のほうは、その2パターンの時空間パターンを5%増しぐらいにただけでもハイウォーターレベルを超えるということで、そういう限定的というんですかね、何というんですか、ダムができてハイウォーターを抑え込んだところが、ハイウォーターぎりぎりだから、当然5%、6%の多い雨が降ったら、それは超えるのは当然でありますから、その超える分については超過洪水対策でやったらいいわけですよ。当然その堤防を天端まで完成堤防にすればある程度は耐えられるとは思いますが、だから、そのここでそういう意味で洪水、「限定的」はどっちにもかかっているとおっしゃるんだけど、ここがちょっとよくわからないんですよ。「HWL以下に低下させる洪水は極めて限定的」はおかしいですかね。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

もっと極端に言いますとね、大戸川ダムがある意味で言うたらごぼっと、例えば計画規模で下げてくれたら、ハイウォーターよりも例えば1mとか下げてくれたら、少々後、ちょっと大きな雨が降ってもまだハイウォーター以内におさまっているわけですよ。そういう意味においては、すごくある意味においてはきく幅が広いとなるんですけども、ここでやられているのはハイウォーターから2cmなんですよ、その大戸川ダムを下げるのは。ということは、2cmということとは、それこそ計画規模と言うたって、寶さんがご専門のように、きちっと何mmというのが、そのやっぱり幅もあるわけですよ。そうすると、たかだか2cmを今度は超えるというのは、割と起こりやすいわけですよ。そんな大した超過洪水の議論じゃないわけですよ。そういう意味からすると限定的であるということで使っているわけです。

○川上委員

はい、寶委員。

○寶委員

寶です。そうすると、33パターンのうち31パターンはぐっと下げとるわけですね。

○宮本委員長

それはですね、ハイウォーター、下げているんじゃないですよ。ハイウォーター以下を下げているんですよ。ハイウォーター以下で。

○寶委員

でしょう、うん。

○宮本委員長

ハイウォーターよりも上のものをハイウォーター以下にすることにはなっていないんですよ、ほかの31パターンは。

○寶委員

当然ですよ、ええ。ということは、そうするとダムがもっと大きければもっと下げられるわけですから。ただ、そうしろとおっしゃっているとは言いませんけどね。

○宮本委員長

今ここで言っているのは、我々が説明を受けた原案に書いてある大戸川ダムについての議論をしているわけです。その原案に書いてある大戸川ダムのまさにそのハイウォーターを下げるということについて限定的であるということを言ってます。ですから、例えば大戸川ダムを、治水容量として1億 $\text{m}^3$ も2億 $\text{m}^3$ もするんだというのであれば、これはまた全然話が違う話でね、これから議論しないかんということになります。

○寶委員

ですからこのね、文章をちょっと変えたほうがいいんじゃないですか、おっしゃる趣旨であればね。その開発によって洪水をハイウォーター以下に低下させる洪水は、洪水はというのもあれですね、ちょっと考えますので、ほかの方のご意見をいただいておりますか。ちょっと考えます。

○川上委員

河田委員。

○河田委員

限定的であるということは僕も認めるんです。これはこの前も僕が言うたとおりですね。ですけども、限定的であっても基準を超えるということに対して効果があるんだから、それは残せと言っているわけです。ですから、僕はここの意見に安全基準を満たさなければいけないという形で書いてほしいと思います。

限定的であることは認めているんですよ、33の2パターンだって。だけど、そういうものでも、さっき委員長がおっしゃったように、このダムをめちゃくちゃ大きくすれば当然効果があるわけで、それを環境とかいろんなことに配慮して、もちろん工費もそうですけれども、できるだけそのインパクトを小さくしようとしているわけです。そうすると、当然影響だって小さくなってきますよね、効果だって。ですから、そのぎりぎりのところで評価しているわけですね。ですからこれは限定的なんですよ。限定的であるということはわかるけれども、それはやっぱり苦肉の策じゃないですか。そういうプロセスを経て持ってきているから、その2ケースだけでも効果的であるというのであれば、それはやっぱりきちっとそれを評価してやらなきゃいけないと、こういう趣旨だと思う。

#### ○川上委員

はい、宮本委員長。

#### ○宮本委員長

ですからね、これは河田委員もそうですし、これは、この事実だけは見たら限定的であるということはおっしゃっているわけですよ。それはもうほかの委員さんも多分そうなんですよ。この前の委員会でもそうでしたよね。それで、そういう意味においては限定的であるというふうに書きました。ただし、河田委員がおっしゃる河川管理上の基準を守るという議論については、これはそういう基準を全部守るということになると思います、例えばですよ、木津川、宇治川、桂川は150分の1が計画規模です。その計画規模で大戸、川上、それから天ヶ瀬再開発ができて、これは軒並み全部ハイウォーターを超える、あるいは越水することがあるんですよ。これはあくまでやっぱり過渡期なんですよ、この整備計画は。ですから、その枚方じゃない淀川のその地点だけどうしても基準を守るということによってどうしても大戸川が要するという説明は、やはり弱いというのが今までの私の説明です。

#### ○川上委員

小俣所長どうぞ。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと事実関係の補足ですけども、先ほどの洪水対策の議論でも委員長がおっしゃったように、今ほどの上流の支川については、戦後最大が過渡期の目標ということで我々は立てているので、そこに対して安全基準を守ろうとしているということでございます。

それで、下流の淀川本川については、まさにここに書いていただいているように、計画規模の洪水をハイウォーターで流下させるということ、また整備計画の目標にしているということ、そして、その中で安全基準を守ろうとしているということ、でございます。ですから、前段の33分の2であっても、これは淀川本川では下げたいということで、今ほど河田先生がおっしゃったように、安全基準を守るということ、この整備計画の目標としているということ、でございます。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

それなら、これは計算の手法によって違うとはおっしゃるんだけど、実際に戦後最大ですべて整備後において、やはり木津川、桂川、宇治川でハイウォーターを超えているじゃないですか。そうでしょう、それが出てきているわけでしょう。先ほど1.0倍とか何か出しましたよね。あれは実績ですよ。実績でハイウォーターをやっぱり超えているわけですよ。ですからそれもね、戦後最大でハイウォーターを守るのが基準だと、それは私は同意しませんけど、そうおっしゃったとしても、実際には超えているじゃないですか。

○川上委員

小俣所長。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

先ほどちょっと削除になったのでご説明をさせていただかなかったんですが、今委員長がおっしゃったように、さまざまな計算の条件がございますので、例えば大阪湾が高潮のときに洪水が来るとか、いろんな条件があると思います。我々が計画をつくる標準的な方法がございますので、全国的に標準とされている手法と条件で計画をつくることをやってございますので、その計算においては、戦後最大においても各支川で計画高水位を下回るように計画をつくっているということでございます。委員長がおっしゃるように、ある意味では1つの超過洪水だと思うんですけども、計画以下でもハイウォーターを超えることがあると、いろんな条件のときは当然計画を、ハイウォーターを超えることはございますので、そういった悪条件になれば計画を超えるということもあるということでございます。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

だから、そこがね、何の規定もないわけでしょう。今おっしゃったみたいに、例えば不等流計算でこういう出発水位を与えましたというときには超えませんが、しかし、氾濫があるということを踏まえて、それで不定流計算をすれば超えてますということなんですよ、出ているデータは。そこについては物すごく、だからそこは恣意的なわけですよ。何の基準もないわけですよ。実際に、それであればどうして氾濫、実際するわけですから、氾濫解析をするほうがよりある意味で言うたら精度があるわけですよ。そのときにはハイウォーターを超えているわけでしょう。ですから、その議論はしたくないけれども、いずれにしてもここは過渡期の議論であって、どうしても、その今のハイウォーターを、どこの河川においても1cmでも超えたらいかんというふうな議論じゃないと言っているわけですよ。

なおかつ、今ここで議論しているのは、できるだけ破堤を起こさせないようにしようということとを議論しているわけですよ。ですから、ハイウォーターを、実は超過洪水のときにはどうだ、計画のときにはどうだという議論じゃなしに、いろんな洪水があるわけだから、そのときにできるだけ破堤を回避しようというのが根本の議論だから、今おっしゃっているように、ある洪水のときだけは基準を守らないかと、そのために要るんだというのはね、それはおっしゃっている意味はわかりますよ。だけど、それがどうしても今大戸川が要るかという説得力には欠けるんじゃないかというのが今までの議論だということです。

ちょっと待ってください。これはもうね、河川管理者と今さらここでね、夏からずっとここで議論をやっているわけですよ。ちょっと待ってください。今さらここでね、それはおかしいですよ。今まで治水の議論、ダム議論、集中議論でずっとやってきたわけですよ。同じことをこれはまた繰り返して言っているわけでね、私はここはね、きょうはね、申しわけないけど、まだまだこれは時間がありますから、あなた方に十分説明してもらいますから、きょうはこの意見書の取りまとめをやってますから、ここは委員同士の議論を進めさせてください。

#### ○川上委員

今までの議論で、限定的であるということについては、皆さん一応異論はないというふうに考えております。それで、ちょっとその今の段落の真ん中のところの議論は置いておきまして、次の段落で重要なことを言っておりますので、10ページのこの段落についてご意見を承りたいと思います。どなたかご意見をお願いします。

#### ○宮本委員長

ちょっといいですか、もう一回じゃあ、補足しますけれども。

#### ○川上委員

はい、宮本委員長。

#### ○宮本委員長

ここは、前回議論しまして、確かに効果が小さいあるいは限定的であるということだけで、その答えを出すのはおかしいだろうという議論がありました。そのときに竹門委員のほうから、そんなことは限定的であるんだけど、ほかの例えば堤防の強化だとか対策との総合的な検討がまだ不十分だと。そういう意味において、今ここで我々が納得するということじゃないとおっしゃったものですから、そういう趣旨でここについては書かせていただいています。

ちょっと待ってって。委員同士でやっているんだから。

#### ○川上委員

はい。

#### ○河田委員

いいんですか。

○川上委員

河田委員どうぞ。

○河田委員

ですから、私はここで文章を、桂川の大下津のところを河道掘削するという提案になっているから、当然下流側の流量増加というのは出てくるわけです。この流量の増加を阻止するためには、ダムによる流量削減は必須になっているわけです。それだけじゃなくて、「これを補完する堤防強化や耐策越水性の向上を目指した事業を実施する必要がある。」と、こういうふうに書かせていただいた。それで、前回も申し上げましたように、河道掘削にしても狭窄部の開削にしても、必ず流量増加というのが出てくるので、どこかでその流量増加を担保しなきゃいけないと思います。ですから、その一番効果がはっきりするのがダムだということで、こういうふうな文章にしてくれという修正文を出したわけです。以上です。

○宮本委員長

よろしいですか。

○川上委員

はい、宮本委員長。

○宮本委員長

そのときに、どうしてもその大戸川ダムだということまでね、私は、そうなるかもしれませんが、結論はまだ言ってないんですよ、我々の議論は。だから、この前の議論は、その大戸川ダムが要るとか要らないとかを我々は今ここで書くんじゃないしに、堤防強化を含めて、なおかつ今河田さんがおっしゃったように、例えば流域対応の話もあるでしょう、ダムの話もあるでしょう。そういったマルチのメニューを総合的に事業費も含めて議論がまだされてないと。だから、今この時点で我々がダムについて整備計画に載せるということをゴーサインは出せませんねと言ったわけですね。だから、そこまでなんですよ。

それで、今おっしゃったみたいに、その議論の結果として、例えば大戸川ダムがやっぱりどうしても必須だということになるかもしれません。ですけど、今の時点ではそこまで行っていないものですから、こういう表現にしているということです。

○川上委員

いろんな対策を考えて、その優先度、限られた予算の中で優先度を決めるのがこの河川整備計画じゃないかというふうな議論もあったと思いますし、竹門委員のほうからは掘削以外にも方法があるんじゃないかと。例えば川幅の拡幅とかですね、拡幅によっても水のある意味での貯留効果はあるというふうなご意見もありましたね。

ちょっと竹門委員、お願いできますか。

### ○竹門委員

繰り返しのようになってしまいますが、現在の桂川の掘削は疎通能力を高めるという目的になっているわけですが、現状よりもさらにその拡張をして引堤をするとか、あるいはその淀川本川の高水敷を切り下げるような操作をすれば、当然その堤防に対する水位の上がり方は低減するわけですね。したがって、淀川本川の対策の仕方としても、現在想定されている以外の対策もあり得るだろうということです。つまり、各河川で滞留する水の量を順次増やしていく対策というのも当然されるべきであろうと思います。それらを加味してダム計画との対比をしていくべきであるというのが前回申し上げた意見の趣旨であります。

### ○川上委員

はい、河田委員、どうぞ。

### ○河田委員

要するに、河川改修というのは、どういうことをやってもその下流側は流量がふえるんですよ。わかりますか。ですから、淀川の三川合流部のところをとってもその下流側は必ずふえる。何でもかという下流能力がふえるんだから。だから、河川改修というのは必ず下流からやってくるという原則はそれなんです。途中からやると必ずその影響が下流側に出る。だから、それを計算してないじゃないですか、今。この計画ではしてないじゃないですか。

### ○竹門委員

いや、そうじゃなくて、現在淀川本川の治水効果を高めるために上をさわるという筋書きになるとわけですが、本川の水位を下げるためにまだできることはあるだろうというのがここで提案したいことのひとつ目ですね。原案では高水敷の現状については一切変えずに検討しているわけですが、環境サイドから考えたら、高水敷の冠水頻度を高めることが、淀川本川の環境改変として必須のテーマになっているわけですね。それと、治水効果を高めるということを同時にできるような対策だってあるじゃないかということです。

それからもう1つ、桂川に関しては、河床高は下げずに引堤だけをする場合を考えたら、必ずしも流量が増えるとは限らないですね。要するに、その三川合流点の標高は変えずに、引堤を進めればその分貯水効果は上がるわけですね。遊水的な機能もふえるわけですから、必ずしもおっしゃるとおりになるとは限らないと思います。

### ○河田委員

それはね、誤差の問題はあるけれども、計算で出てくる話ですよ。ですから、そこはやっぱりちゃんとやるべきだというのが僕の主張なんです。

### ○宮本委員長

いいですか。今ここでどう治水をするかという議論じゃなしに、今河田委員がおっしゃったみたいに、そういう水利計算もやってほしいということを言ってたわけですね。それで、竹門委員

がおっしゃったみたいに、こういうことがまだ不十分じゃないかということがあったものですから、前回委員会では、まだ議論が不十分だと、これについては。ですから、今ここで、これで十分でゴーサインを出しますということは言えませんよねということを私は申し上げたんです。そしたら、河田委員も現時点はそうだということをおっしゃったので、この文章では現時点においては、まだ総合的な検討が不可欠けれども不十分だという文章を書いて、それで、なおかつ現時点においては、今ここで整備計画に位置づけて、はい、やってくださいというわけにはいかないですねという文章になっているんです。ですから、そのおっしゃっている議論は、まだしなければいけないということなんですよ。

○池野委員

ちょっともう一度いいですか。

○川上委員

どうぞ。池野委員、どうぞ。

○池野委員

私は、最初に全部書いてあるのですが、ダムでも、堤防でも、要はつくるときには当然ながらある基準をつくって、それを目指して設計等をする。これはものをつくる基本だと思っております。

それで、今回の場合は、過渡期とは言いながら、全体の1万7,000m<sup>3</sup>/sのうち5,000m<sup>3</sup>/sをカットするという基本方針に基づいた原案、その途中過程だと思っております。そういう意味で5,000m<sup>3</sup>/sをいろんなダム、既存のダムも含め配分し、そのなかのひとつに大戸川もあり、川上ダムもあると基本的に考えております。その中で、ダムというのは当然容量がありますから、ある基準でつくったら、超過洪水というのか、それに対しては効かないというのは当たり前の話であって、超過洪水とダムというのを何か比較するというのが少しおかしいと思います。

○宮本委員長

今そんな議論をしているんじゃないじゃないですか。今ここでやっているのは、今までの議論は、当然計画規模も超過も含めてですよ、まだ不十分ですねと。ですから、この時点で整備計画に位置づけて結構ですよというわけにはいきませんよねというのを、前回確認したわけですよ。そのことを文章に書いてありますということです。そこをよく、そこだけの確認なんですよ、これは。これからどんな議論をしないとイケないとか、治水の議論をどうするかという議論はまだできてないということ、みんな認めているわけです。

○川上委員

水野委員、きょう始めてですね。

○水野委員

済みません、なかなか発言する機会がなくて。魚類の水野です。なかなか発言する機会が、このままでいくと治水だけの話に終わってしまいそうですけど、大戸川でぜひやっていただきたいのは、

事業費プラス、前中村委員がおっしゃったように環境コストということを総合的にということなので、もしできれば、事業費でやっちゃうとどうしても事業の話だけになりますけど、これは議論が実際にあったと思いますので、過去にあった環境コストも考慮してというのはちょっと入れられないですかね。

○宮本委員長

おっしゃる意味はわかりますけどね、そうであればね、意見として出さないとだめですよ。みんなこれね、何回も意見をやりとりしてこの文章をつくっているんですから。今この時点で新たに意見を出すというのはね、これは、私はまずいと思います。

○水野委員

そうですね、ただ、ちょっと。

○宮本委員長

ですから、今後の議論として、積み残しの議論としてそれをぜひやるというのは結構ですけども、ここの修文案の議論のときに今新たな意見を出されるのは、これはもう混乱します。

○水野委員

ちょっと事業費のところが、どう考えるかというのはそうなんですけど、多分事業費のところでそれを入れているのかもしれないんですけども、これはコストの書き方は多分ほかの方も言っているところなんですけど。

○川上委員

事業費の内容及びその事業費の考え方についてもまだ議論してないんですよ、だから。

○水野委員

そうなんですよ。そうなんです、今言ったのはそこの。

○川上委員

そういうことが必要だということは、きょうの委員及び一般からのご意見にも。

○水野委員

はい、あると思いますね。

○川上委員

2人の委員の方から出していただいていますので、ぜひまとめてちょっと出していただきたいです。

○水野委員

そうですね、ちょっとそこは。

○川上委員

ちょっと修文に集中しませんか。もう時間がないです。

○水野委員

はい、修文に。はい、集中すると、申しわけないです。

○川上委員

ええ、よろしくお願いします。はい、川崎委員どうぞ。

○川崎委員

川崎です。今の意見につきまして、現時点においていろいろ調査だとか検討が不十分なところは、ここだけでなくほかにもあるわけです。そのときに、限られた時間と予算でどう治水を、治水にしても環境にしても、担保していくかというときに、やはりこの不十分であるということによって終わっていると、要するに管理者もそれは感じているわけで、それ以上にどうするのかという少し道筋を、具体的にいろんな個々には案はあると思うんですけども、やはり以前から岡田委員が言われてたみたいに見通しが、例えば堤防にしてもいろんな課題があると。それに対してある程度技術的にもクリアしないといけないとか、そういう課題も明確にしないといけないし、それから代替案として位置づけるまでの目標年次とかですね、それから選定までの、それがだめだったときにはこう行くというような、計画のスキームをやっぱり明確にしておかないと、どこに専門的な審議を集中すればいいのかというフレームをやっぱり今後明確にすべきであるというところは、やっぱり言及しておかないといけないのではないかなというふうに思います。

以上です。

○川上委員

それについては、きょうの冒頭に河川整備計画策定に当たっての基本的な考え方の中で岡田委員のご意見を入れさせていただいて議論したところですよ。

はい、山下委員どうぞ。

○山下委員

今の意見案は、そういうことはこれから委員会で検討しますということですから、この現時点でというのはそういう意味ですから、今おっしゃったようなことはこれから、それこそ河川管理者からの説明もあるだろうし、資料提供もあるだろうし、我々委員の間の議論もあるだろうし、これから議論していくことですから、最終段階の話ではまだないわけです。

○川崎委員

そうですね。ただ、原案の一番冒頭にこのP D C Aを書かれているわけですから、それは1つの大きな基本原則なので、ある意味で繰り返しやっぱり提示しておかないと。それと、やっぱり言い放しで不十分だと言っても、結局年度を一体どこまで検討すればいいのかとか、やっぱりその見通しがきかないので、そのあたりはやっぱりしっかりと明確に、整備計画自身のスキームというのをきちっと、やっぱり位置づけておかないといけないということは、強調しておいてもいいのではないかなというのが、私の個人的な意見ですが。

○宮本委員長

わかりました。意味はわかりましたけれども、そういうことはやらなければならないということ  
はわかってます。これについては、今この場できちっと川崎委員からも念を押されたということを  
確認しますので、そこはご理解いただければと思います。

○川上委員

水山委員、どうぞ。

○水山委員

水山です。私の言っているところとはちょっと違うんですが、先にこの案が出たときに、新聞に、  
どういう表現だったか忘れましたが、極めて限定的というのが見出しに出ましたよね。あしたの朝  
の新聞の見出しはどうなるのかなと考えると、ここの部分を使ってダム建設実施は不適切みたいなの  
がぼんと出てくるんじゃないかという気がします。もうちょっと何か工夫をしていただかないと、  
世論誘導になるんじゃないかと思うんですけど。

○川上委員

新聞がどう書くかというのは、それは新聞社の自由でありますから、そんなことを気にしてたら  
意見が言えないですよ。

○水山委員

いやいや、それは違います。そういうぐあいに誤解させることが作戦の中に入っているから言っ  
ているわけです。

○宮本委員長

済みません、この表現は、最後のところにも出てきますけれども、岡田委員の出されました意見  
の表現、たしか西野さんも同じような表現だと思いますけれども、それを採用しますよということ  
をやったんです。

実は最後ですね、河田委員のほうから総論のところ、ダムの地域の話だとか歴史的な話、こ  
れはもう当然要るということで、岡田委員の意見をプラス河田委員の意見を踏まえて表現をいたし  
ますということで前回決まったものですから、こういう表現をしています。

○川上委員

河田委員、お願いします。

○河田委員

ですから、さっきの小さいというのと一緒に、小さいから無視ではいかんというのと一緒に、不  
十分である、不十分であると。これはわかるんですけどね、不十分だからだめというのか、不十分  
でも効果のわかっているものはきちっとやりなさいというのは違うと思うんですよ。ですから、  
僕は不十分であることは認めている。限定的であることも認めている。だけど必要だよと。

○宮本委員長

ですから、そこは今まだ議論が不十分なんですよね。ですから、必要だということは、今この委員会の中でまだ何の合意もできてないんですよ。例えばほかの代替案とかほかの総合的なメニュー、事業費も踏まえてこれから議論しましょうと言っているわけですよ。なのに、このときに議論は不十分なんだけれどもとにかくやってよと、その意見はないんじゃないかと思うんですよ。

○河田委員

ともかくやってくれよと、そういうものじゃないんですよ。要するに、ダムは貯留効果があるから、これははっきりしていると。ですから、これをつくって治水効果を上げるということは期待できるわけで、その効果が小さいか大きいかという議論とか、そのダムをつくるに当たってのいろんなことがまだ不十分だという評価はね、僕は認める。だけど、ダムの持っている機能は、それは認めることはできると、そういうことなんです。

○宮本委員長

それはですね、ダムは、要するに、例えば大戸川、天ヶ瀬は一体となって下流の洪水を低減すると書いてますよ、それは。ですから、それは私は何もダムが効果がないと言っているわけじゃなしに、当然そういうことはありますよというのを前提として入れてます。その上でどうしてもダムがという話が要るものですから、そこの議論にはまだ至ってませんよねと、その議論は不十分ですねと。したがって、今ここでゴーサインということで位置づけるということを書くことはできないですねということは、前回確認したわけです。

○池野委員

ということは、ちょっといいですか。

○川上委員

池野委員、どうぞ。

○田中委員

もう繰り返しは、もうあれだな。

○池野委員

いやいや、繰り返しじゃない。結論を出すのが早過ぎるという、そういう表現のほうが、一番適切ではないでしょうか。先ほどの新聞やないですけども、受け取る方はいろんな受け取り方をします。検討が不十分なんだから、ダム建設についての結論はまだだと、結論を出すのは早過ぎると、尚早というのか、日本語はいろいろあるのでしょうか、ということに書き直したらどうですか。

○宮本委員長

そうすると、どういう言葉ですか。

○池野委員

ダム建設の。

○河田委員

またこれを議論して議事録に残したらいいんですけど、適切ではないというのはね、ダムは要らないということじゃないということですよ。

○宮本委員長

そうそう。

○河田委員

そのところを確認したら了解です。

○宮本委員長

ちょっと、ですからね。

○川上委員

綾委員どうぞ。

○綾委員

これに書いてあるのは現時点で位置づけることは適切ではないと判断するということでしょう。

○池野委員

尚早やということでもいいと思うから。

○綾委員

だから、それでいいんじゃないですか。

○池野委員

適切でないという言葉を入れたらどうも誤解されるかも知れない。

○川上委員

それは最後の段落で書いているんですよね。

○宮本委員長

これね、ここは非常に大事なところなんで、前回の委員会でここは確認したわけですよ。それで、表現まで岡田さん、西野さんの表現を借りて、あとは河田さんのあれをつけ足して、そういう表現にしますということで我々が書かせてもらったわけですから、何か結論を出すのが早いとか遅いとか、そんなことは全然この前の議論ではなかったわけですよ。それで、今おっしゃったように、この趣旨はダムが要らないとか言っているわけじゃないんですよ、これは。今の時点で位置づけることは適切じゃないということを言っているわけですから。ですから、そのことをこの場で、このオープンでやっているわけですね。なおかつきょうはマスコミの方もおられるわけですよ、聞いてはるわけですよ。こういう議論の上での表現ですよということで、ご理解いただけたと思います。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。前回は、計算誤差の範囲であり、極めて小さいというような判断があつて、かつ、限定的であるという判断があつて、そういう判断にも基づいてこの2行の文がある程度納得されたところはあると思うんですよ。だけど、きょうはちょっと変わりましたよね。その「極めて小さい」というところは取ったわけですから。いろんな判断があり得ると。それと、限定的というところ、ちょっと冷静になって考えたら、極めて限定的でないということをこれから説明しますので、よろしいですか。あらゆる……。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。

○川上委員

ちょっと待ってください。

○寶委員

それは、それはこれ、「適切でない」に関連するんですよ。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。

○川上委員

いや、その議論は。

○宮本委員長

あのね、少なくとも議論を整理しますよ。限定的であるというのは、これは寶委員はまだ納得されてないということでしょうけれども、しかしあのときね、委員会全体がそうであればやむを得ないということを言われたんですけども、だけれども、それはいいとします。ただ、その限定的であることについては、これは今ほかは異論がないんですよ。その上で限定的ではないという上で、ほかの代替案に対して議論が十分じゃないと。だから、今ここでオーケーとは言えませんねというのがこの前の結論です。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

それはおかしいと思います。ここの2つ目のポツの後半はきょう出てきた文書です。さらにこの2つのという部分、それで、そこの中に極めて限定的と書いてあるんです。これについて説明しますと、あらゆる洪水ね、中小洪水から極大な洪水まで、あらゆる洪水の中で、この計画規模洪水というのは200分の1ですか、それでいいですね。そうすると、99.5%はこのハイウォーターレベ

ル以下に下げられるんですよ。それが何で極めて限定的なんですか、だから、この計画規模を数%超えるというのは、0.05%の範囲に入るわけですよ。だから、ここの文章はおかしいじゃないですか。

○川上委員

1つ戻っているんですよ。

○宮本委員長

戻ってますよ。

○川上委員

段落が1つ戻っているんですけどね。

○寶委員

戻っているけれども、それはここの4つ目の段落に関連するわけですから。

○宮本委員長

いや、ですから、寶委員が限定的だということを認めないとはっきりおっしゃるのなら、それはそれでいいですよ、置いておきましょう、そこは。

○寶委員

ですから、それは皆さんもわかってほしい、委員の皆さんにも。

○宮本委員長

そしたら、寶さんは限定的だということについては納得されないということは皆さん、委員は今わかりましたね。わかった上でここの文章についての皆さん方のご議論をお願いします。

○寶委員

一言だけ言ってもいいですか。あらゆる洪水を考えたときに、99.5%はハイウォーターレベル以下に抑えられるわけですよ。

○宮本委員長

あのね、それはダムなくてもハイウォーター以下なんですよ。何が99. 何ほと、ダムがハイウォーター以上の水位を下げるのならわかりますよ。その下げるのが33分の2じゃないですかという議論をしたでしょう。

○川上委員

いいですか。千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。寶委員にお尋ねしますけどね、大戸川ダムがなければ下がらないのは今の2パターンの洪水でしょう。99. 何%はどこから出るんですか。

○川上委員

寶委員。

○寶委員

よろしいですか、ここの文章をよく読んでくださいね。

○千代延委員

いや、文章じゃない、それを説明して。

○寶委員

いやいや、ここの文章にそう書いてあるんですから。

○宮本委員長

ちょっと済みません、申しわけない、寶さんね、その限定的の議論は少なくともほかの委員は限定的だとおっしゃっているんですよ。ですからちょっと待ってください、そこはね。その上で、なおかつ限定的だから今ここでゴーサインを出さないと言っているわけじゃないんですよ。小さいから出さないと言っているわけじゃないんですよ。限定的なんだけれども、これは竹門委員がこの前おっしゃったのは、そういう状況の中で、まだ十分に議論がされてないと、堤防強化だとかほかのメニューの組み合わせが。その中で今ここでは十分な、そこで決定するのは不十分だということを言っているわけです。そこについてはそうなんじゃないんですかね。

○川上委員

河田委員。

○河田委員

僕が言いたかったのは、それがね、ダムが要らないという結論じゃないということを確認したかったんです。だから、不十分だというところで合意していただけたら、もうこれは何も問題はない。

○宮本委員長

じゃあ、はっきり言います。今ここの文章でこういう表現をしています。しかし、これについてダムと天ヶ瀬再開発事業が今この時点で不要だと言っていない。

○川上委員

うん、そうです。検討が不十分だと言っているんです。それでどうですか。

○綾委員

綾です。ついでにちょっと、ここの文章のことが終わってしまいそうなのでちょっと言いたいですけれども、先ほどから極めて限定的という話があるんですけども、私はこれは33分の2という意味で限定的であるという意味でも、宮本さんはちょっとそれでは足りないという意味でしょうけれども、上だけ上げたらわかりやすいんじゃないかと思うんですけどね。さらに、その32パターンのうちで有効だとされる2パターンの上であつても、それを数%超えたら、もうはっきりとこれはハイウォーター以下の水位に低下させることはできないと書いたら、その次に入れたらいいんです。そうすると、次の段のハイウォーターレベル以上の強化云々という話が生きてきますから、下のポツのね。私はそれでもいいと思います。

○宮本委員長

そうすると、33パターンのうち2パターンであり、極めて限定的であるですね。

○綾委員

ええ。

○宮本委員長

そして、「さらに」が続いていって、ずうっと来て、「できなくなることから、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発によって洪水位を」と、えっ、ちょっと文章を言うてください。

○川上委員

「ハイウォーターレベル以下の水位に低下させることができない」と、ここで切るわけですね。そこで切ろうと、綾さんがおっしゃっているのは。

○綾委員

できないで切って。

○宮本委員長

できないね。

○綾委員

できないで切る。

○宮本委員長

わかりました。そうすると。

○河田委員

ちょっと待って、いいですか。超過洪水対策を今そこへ入れるとややこしくなるんですよ。意味はわかりますか、ちょっと超えたら全部だめになるって。それは非常に議論がややこしくなる。超過洪水対策というのはダムだけの問題じゃないんで、そこにそういう具体的なことをぽこっと入れると。

○綾委員

ええ、だから下の段のことを書いてあると私は思うんですけどね。私が理解したのは、下の段のことは、超過洪水対策の話も書いてあるから、論理的にわかりやすいかなと思って提案したわけです。

○宮本委員長

そのほうがわかりやすいかもしれませんね、分けたほうが。

○寶委員

いいですか。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。今の文章を調整しますから。

○川上委員

ちょっと待ってください。

○寶委員

分けたほうがいいとおっしゃるから僕も賛成しようと思うんだけど。

○綾委員

ただね、それだったらわかりやすくなりますけれども、そうすると竹門委員の言った総合的云々という話がちょっと薄くなるような気はせんこともないですね、それは。

○宮本委員長

それは、別にここは事実関係を言っているわけですから、それを受けて、そういうふうな状況の中で総合的な検討が不十分だということで続くわけですから、それはおかしくないと思います。

○川上委員

今綾委員の提案されたのは、「大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることはできない。」と、大戸川ダム及び天ヶ瀬の。

○綾委員

そこは要らない、それはいいです。だから。

○川上委員

ええ、そこで切るということですね。

○宮本委員長

限定的を上にするということですよ。

○山下委員

ちょっとよろしいか。ちょっと整理します。その段落を最初から読むと、「また、計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンであり、極めて限定的である。さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることはできない。」と。

○綾委員

はい。

○川上委員

というご提案ですが、いかがでしょうか。寶さん、どうぞ。

○寶委員

文章としてはよくなったと思います。さっきの「低下させることができなくなることから」と続

くとおかしいと、それは思いました。今、綾先生がおっしゃった修正は、文章としてすっきりとしてわかりやすくなりました。ただ、申し上げたいのは、33分の2というのは極めて限定的かどうかということ、数だけ見てはいけないということですね。先ほど計算誤差のときも言いましたけれども、33分の2という数値だけを見て限定的というのは極めて不適切であって、そういう大きな洪水を避ける効果があるということは、これは大変なことなわけですから、私は7分の2とも思っておりますので、数として限定的とおっしゃるなら、それも結構ですけど、「極めて」というのは取ったほうがいいと思いますね。

○川上委員

はい、今のにどなたかご意見をお願いします。

○宮本委員長

寶委員がどうしても「限定的」は嫌だとおっしゃってたのは、「極めて」を取ればいいとおっしゃるんでしたら、書いた人間とすれば別に「極めて」に固執するわけじゃありませんので、「極めて」を削除させていただいても、私は別に何とも思いませんけれども。ほかの委員の方が、どうしても「極めて」は要るんだという意見がありますでしょうか。

○河田委員

そういう言葉は省きましょう。何か非常に根本的とか、そういうのはどこに置くかによって随分文意が変わりますのでね。

○宮本委員長

そしたら、「極めて」を取って「限定的である」ということで一致するというところでよろしいですね。

○寶委員

寶です。妥協案として。今の文章はすっきりしましたのでね。意味は通っているの。

○川上委員

では、綾委員がご提案いただいた方法と、それから「極めて」を削除するというので、この議論を終わりたいと思います。

次に、さっき議論しておりました、「不十分である」というところですね。ここはどうか、このままで。これは客観的な記述だと思いますけれども。河川管理者も検討不十分ですけども、流域委員会もまだ審議してないということですよね。これは議事録に残りますんで。

河田委員、どうぞ。

○河田委員

これは防災が絡んでいる話ですから、宮本委員長がおっしゃるように、これは命にかかわることなんですよね。事業費を算定しますよね、そのときにその事業費が少なればいいのかという議論が当然出てくるわけで、この辺の評価というのは、とても難しいと思うんですよね。もちろん事業

費を評価することは必要なんですけれども、それだけで決められる話じゃないので、その辺が今後の議論になるということを承知いただきたいと。

○川上委員

しかし、やっぱり事業費はきっちりとはでなくても、ある程度出ないと。

○宮本委員長

おっしゃるように、ただ単なるB／Cだとか、事業費が高いから・安いからとか、人命にかかわることですから。だけど、これは整備計画ですから事業費が入らないことには、一応、期間と当然予算の上限があると思いますので、そこの議論がないと絵に描いた餅になりますので。当然事業費を含めて、しかし、なおかつ事業費だけで議論するというのじゃなしに議論するということは当然だと思います。

○川上委員

水山さん、どうぞ。

○水山委員

水山です。さっきも言ったことをもう一回言いますが、実行性も同時に検討していただきたいんです。私は金が安くても動かないと思っているので、よろしく。

○川上委員

はい、ご意見として議事録に。

○池野委員

くどういようですけど、この適切というのは、答えを出すのが早い、時期がまだ来てないという理解ですね。

○宮本委員長

そういうことです。

○川上委員

最後から2つ目、「以上のことから」、これもこれでいいですね。

では、「天ヶ瀬ダム再開発については」というところ、ご意見をお願いします。

はい、川崎さん、どうぞ。

○川崎委員

私がこの意見に書いたことは、これが大きな問題点ではないと言っているわけではなくて、今回の短い時間の審議の中で、この問題について詳しく討議をしたかどうかということが少し気になってたものですから。討議したということであれば掲載すべきであって、そのほかのいろんな利用だとか、そういうことに関しての意見等も前回出ておりましたけれども、そのときにも十分議論してないのでということで、今回、省いてたということがありますので、その点だけちょっと気になったので。

## ○川上委員

これは議論を十分してないから、今後、審議するという内容になっているんじゃないですか。本文の最後に、「今後審議する」ということになってますね。十分やってないから、今後やりますと。

## ○川崎委員

今後審議するに取り上げるトピックかどうかについて、この会で議論したのかどうかというのがちょっと、十分な私も記憶がなかったので。

## ○川上委員

宮本委員長。

## ○宮本委員長

これは審議してないことは、そのとおりなんです。これについては、一般傍聴の方々からも常に宇治川の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 、それから景観、環境についてやってないじゃないかと、ずっと言われ続けてます。そういう意味において、我々も、それはまだやってませんということは申し上げてきたところですので。別に、あえてここで、まだ積み残しですから書く必要もないのかもしれませんが、実は大戸と天ヶ瀬という言葉が出てきた中で、天ヶ瀬の後期放流だとか宇治の話というのは全く触れてないもんですから、これは前回のときに西野委員からご指摘があつて、それでここについては今審議してないから今後しますということをちょっと確認のために書いたということです。

## ○川崎委員

それでしたら結構ですけども、この原案の中にも景観については別途、例えば専門委員会だとかを設けて議論するということがもう原案の中に入ってますので、それについてこの委員会でもそれに合わせて討議していく確認ということでよろしいです。

## ○川上委員

ここはこれでよろしいですね。

では、川上ダムにまいります。川上ダムの記述は、基本的に大戸川ダム・天ヶ瀬再開発の記述と同じなんですけれども、上野遊水地のことが入っております。どなたか、ご意見お願いします。

では、宮本委員長から修正案の説明をしてもらいましょうか。

## ○宮本委員長

説明じゃなしに、ここについては淀川に対する効果を言ってますから、大戸・天ヶ瀬の話とストーリーは全部同じですね。したがって、同じ文章にします。

それと、もう1つ、33分の2というのも実は同じなので、さっきも言いましたように33分の2について限定的であると。ここについては、計画規模を越えたらどうだ、こうだという表現をしませんので、先ほどの綾さんのご提案された表現で、ここについては同じように文章表現をしたいというふうに思います。

それから、もう1つ、その下に「上野遊水地の機能についての議論」、これは澤井委員がおっし

やったもので、これについては皆さん方ご意見はございませんので、そのままにしたいというふうに思います。そしてダムのところについては、最終的にはそういう表現で、あと大戸・天ヶ瀬と違うのは14ページの利水のところになりますので、ここについてお願いいたします。

○川上委員

はい、寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。最初、1番目の段落については、今求めておられないということですか。

○宮本委員長

はい、それは大戸と合わせます。

○寶委員

いやいや、1番目はちょっと違いますよ。1番目の前半のところに、「洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である」と書いてありますよね。そのあと最下行のほうにも書いてありますよね。これは同じ表現でいいですか。

○宮本委員長

まず、後ろのほうは一緒ですよ。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

後ろのほうはさっきと一緒にするのでいいと思うけれども。

○宮本委員長

前段のところは、戦後最大洪水に対して、実は $200\text{m}^3/\text{s}$  下流のほうに影響があると。それを川上ダムがキャンセルするということだったんですよ。これは、ここでのオーダー的には $5,000\text{m}^3/\text{s}$  ちょいですかね。そういうことからすると、この前おっしゃったみたいに、ここも同じように $5,000\text{m}^3/\text{s}$  の1割で $500\text{m}^3/\text{s}$ 、あるいは2割で $1,000\text{m}^3/\text{s}$  ということでございますので、その中のこの $200\text{m}^3/\text{s}$ 、なおかつ、そこの水位は16cmとされていますので、ここは同じようなオーダーで「洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である」という表現でいいかと思って、そういうふうに書かせていただきました。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

ここは単純に「である」でいいんじゃないですか。どうです、「 $200\text{m}^3/\text{s}$  である」ということで。

○宮本委員長

そうすると、「ある」ということで、一番最後のところで全部受け持つということですか。2つ目の淀川についてのところがありますよね。だから、同じ言葉を2つ書くなということですね。

○寶委員

まあ、ちょっと文章としても、もう一つあれだし。下のやつとはちょっと意味合いが違うと思うんですよ。

○宮本委員長

だけど、ある意味では変動幅の中に入っているということで同じだと思ったんですけどね。

○寶委員

どうですかね。「である」でとめておいてもいいのかなという、どうですかねえ。この $200\text{m}^3/\text{s}$ をどう見るかということですけどね。単に、割合でいえば10%以内に入っているということではモデル誤差内の範囲だということですけど。ちょっと、ここの段落は美しくないというか、「である」ぐらいでもいいのかなという。これは余り大きくないですよというニュアンスを言っているわけですね。

○宮本委員長

もしそうであれば、「である」でとめてしまうと、ただ単にそう言っているだけなんで、「であり」にして、次の「また」に続けてもいいですよ。同じことですけど、ずっとこれがつながって、最後のいわゆるモデル誤差の範囲内であるに行くんですけど。

○寶委員

まあ、その方が文章としてはすっきりはするでしょうね。

○宮本委員長

そうすると、「（八幡地点ではHWL超過高は16cmで）あり」にして、そして、そのままの文章で「また」に続けると。

○寶委員

うん。

○宮本委員長

結構です。

○寶委員

文章としてはそれでいいと思います。あとは上野地区の $200\text{m}^3/\text{s}$ について、ほかの委員の先生方がどう思っておられるかということで、文章としてはその方がいいでしょうね。

○川上委員

これも、しかし事実の記載ですよ。

○宮本委員長

事実ですよ、これは河川管理者から出てるから。

○川上委員

ほかにご意見はございませんか。なければ今の修正でいきたいと思います。

では、14ページの三重県伊賀水道事業の段落ですね。ご意見お願いします。

はい、池野さん、どうぞ。

○池野委員

池野です。私の意見は、「大阪市」云々の文言が要るかどうかということです。削除したらどうかと思います。「利水者と調整する」だけでいいのではないか。

○川上委員

はい、千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

あるのがなぜ悪いかという、そのところがちょっとわかりませんが。具体的なことがわかったほうがいいのかから、私は入れたほうがいいのかと思うんですが。削除したほうがいいのかという理由がよくわかりません。

○川上委員

池野さん、どうぞ。

○池野委員

固有名詞を避けたほうがいいのかと思うだけです。この前に事実関係として正副委員長に行っていたいて、向こうの返事は今のところノーだという話ですよ。

○川上委員

それは関係ないですよ。

○池野委員

いやいや、含めてですね。

○川上委員

ここは河川管理者に積極的に調整することを求めるということが趣旨なので、具体的に利水者がどうだこうだというのは単なる事例であって。

○池野委員

だから余計に、文章的には「大阪市」とわざわざ書かなくてもよいのかなと思っています。

○川上委員

はい、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

以下のようにというような含みを持つということで解釈するなら、私はこれでいいと思うという

ことを申し上げます。今の池野委員がおっしゃったことにもちょっと関係するし、寶委員が書いておられることにも少し関係するのですが。まず1つは、調整する余地があるというのは、時間的なことも含めて、今後いろんな判断があり得るわけですけども、とりあえずそのことは横に置いて、河川管理者に積極的なリーダーシップをとってもらいたいという意味だという理解をしているということです。

ただ、私は現実的に考えると、これは当事者がいろいろいるわけですし、ある部分はかなり政治的な判断とか政治的な意思決定のもとに展開されるところもあって、逆に言うと整備局の権限が及ばないところもあるはずです。しかし、また一方で、ある程度積極的なリーダーシップをとらないとリアクションが出てこないというのも全くそのとおりで、そういう意味での積極性というのが必ずしも非常に明確な形で我々のところにメッセージで届いてないという意味合いであればこれでいいんじゃないかなと。そういう意味でのリーダーシップをもっととってほしいと。ただし、もちろんそれには限界があるけど、リーダーシップをとってほしいという意味合いで私は理解したということです。

#### ○川上委員

はい、山下委員、どうぞ。

#### ○山下委員

これは次の段落もそうだと思うんですが、前回のときに3ページの「4. 水需要管理」のところまで議論に出てきた話ですが、要するに「『常設の利水者会議』を早急に立ち上げ」てほしい。そこで整備局が積極性を持って調整を試みてほしい。そして「求める」は、さっきの「求める」です。だから、その際に、こういう余地、可能性があるんだからということをやちょっと前に触れているということです、確かに固有名詞が云々というご指摘がありましたが、それを言うならば「大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について」というところを全部取らないといけないということになってしまいますから、それではちょっと我々として議論してきたこと、伝えたいことがうまく乗っからないなと思うので、できれば原案そのままのほうがよろしいのではないかと思います。

#### ○川上委員

はい、寶委員、どうぞ。

#### ○寶委員

寶です。私は池野委員のご意見に賛成ですけども、大阪市からの云々と考えられるのでというふうに読んでしまいますと、何か狭い感じもするんですよね。そうでもないですか。例示として挙げているんだけど、この例示が限定してしまわないかと。限定したほうが対応はしやすいのかもしれないけどね。そういう意味で文章として、私はこういう固有名詞は省いたほうがいいという池野委員のご意見に賛同いたします。

○川上委員

ほかにご意見はありませんか。

はい、竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

実は、前回審議不十分の項目として、既存の水源についての検討もするべきであるという意見を申し上げましたけれども、その可能性まで含めて考えれば、大阪市との水融通だけに限定してしまうというのは、ちょっと幅が狭いかなという気もいたします。その意味では、利水者会議の検討課題として、もう少し広い幅を持たせて議論をしていただくというのも一つのやり方かなと思いますので、ここは2つ目の点の部分を省いてもいいんじゃないかなと思います。つまり、「大阪市から」という部分を省くということです。それで文章の意味が通じれば、それもありかなと思います。

○宮本委員長

今おっしゃっているのは、「大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について」というのを消すということですね。

○竹門委員

そうです。

○宮本委員長

新規水利用について利水者と調整する余地があるということですね。

○川上委員

はい、河田委員。

○河田委員

その意見に賛成です。というのは、やっぱり当事者間の話し合いだけで決まるわけじゃなくて、技術的な検討も要るわけで、この技術的な検討はやっぱり河川事業者ではできないですね。ですから、あんまりここで具体的なことを入れるよりも、そういう利水調整ということをラウンドテーブルに着いてやって、それで、それが技術的に可能なかどうかという議論をやっていただくという意味も込めて、ちょっと大阪市とかいうのをあんまりやっちゃうとまずいと思うんですね。ですから、今の竹門委員の意見に賛成ですが。

○宮本委員長

実際には具体的に大阪市が課題に上がったことは事実ですので、これについては、そういう具体的な課題があったということは議事録で確認されますので、そういう意味においては「大阪市からの水融通について」というところは消すということでよろしいですか。

○川上委員

では、そういうことでこの段落はよろしいですね。

次の、「ダムの長寿命化対策」について、ご意見をおねがいします。

特に委員からの意見がありませんので、これでいいですね。

では、最後の環境のところ。これは村上委員からのご意見で書いたものです。

#### ○村上委員

私は修正意見の中でも、水山委員の満足なレベルは個人によって異なるという意見には賛成できません。やはり水質予測モデルなんかを見ますと、その予測値と実測値、これは大幅に離れていて、これは現状ではとても認めるわけにはいかない。それもまた致命的な環境悪化にはならないという結論があるにもかかわらず、そういったデータが出てきている。それが非常に私は問題だと思って、こういう意見をつけ加えたわけです。

何度も私はこれを言っているんですけど、満足なレベルでないから、さらにレベルアップをしろというだけではなくて、やはり現在満足なレベルではないからこういった結論的なことを言うなということを行っているわけです。

それから、「継続的な調査」ということについてつけ加えられておりますけれども、これは私は賛成いたします。やはり、今までの既存の調査委員会では限定された情報でもって、それなりの精いっぱい努力を払っていることは評価しますので、やはり現在の調査委員会の努力に対する礼儀として「継続的な」ということを入れることは必要じゃないかということは考えます。

#### ○川上委員

河田委員、いいですね。

#### ○河田委員

はい、私はそう思っておりますので結構です。

#### ○川上委員

ほかにご意見はございませんか。なければ次のページの結論のところに行きたいと思います。

#### ○綾委員

済みません、ちょっとよろしいですか。

#### ○川上委員

綾さん、どうぞ。

#### ○綾委員

前回の議論では、村上委員にちょっと質問をしたんですけど、致命的な環境悪化にならないという結論が早計であるというご趣旨の発言だったと思うんですけども。ただ、それはこの文章ではそういうような意思がちょっとあらわれにくいというような気がするんですが、よろしいでしょうか。

#### ○村上委員

もっと厳しい意見の文案があれば、提案していただければ私もそれに賛成いたします。

○川上委員

綾委員、いかがですか。

○綾委員

ちょっと考えます。

○村上委員

現在で、これは随分厳しい意見になっと思いますので、私はこれで十分じゃないかというふうに考えますけれども。

○川上委員

はい、ということです。

では、最後の段落は大戸川と一緒にしますので、丹生ダムに入りたいと思います。第1段落目、ご意見をお願いします。

○宮本委員長

この修正は、まず、前はこの治水の話なんかが後ろにあったんですけども、これは緊急性があるというふうな話があって、前に出して、しかしそのダム規模や運用方法が明らかじゃないので速やかにダムの必要性・緊急性、あるいはそれに伴う環境影響の調査・検討を行う必要があるということを、これは皆さん方一致するということで書かせていただきました。

それから、2つ目の「・」ですけれども、ここについては表現を変えたということだけですね。千代延さんの意見で、取水制限と維持流量の削減のほかに、水需要抑制もあるだろうということだったんで、これは入れてもしかるべきだということで入れさせてもらいました。

それから、あと最後のところは異常渇水対策の対象規模について、前は既往最大は大きいということを書いてたんですけども、それは断定できないということだったので、渇対の対象規模について、これもどのように設定するのが適切なのか今後検討する必要があるというふうな文章に直させていただきました。

それから、一番最後の結論は、同じように議論が十分じゃありませんので、ほかのダムと同じように位置づけることは適切ではないんですけども、特に、これについてはできるだけ早期に具体的な計画案を提示してくださいということを求めているということでもあります。

○川上委員

はい、ご意見ありませんか。寶さん、どうぞ。

○寶委員

今までの議論で、「適切でない」という意味が議事録で確認されているということでもありますので、仕方がないと言うとあれですけど、まあこれでいくのかなと思いますが。ほかのダムもそうですけれども、前向きに考えるべきであるというのが私の立場でありますので、コメントをしておきたいと思います。

○川上委員

はい、ほかにご意見はありませんか。

では、「ダム全般について」ご審議をお願いしたいと思います。

○宮本委員長

ここも若干、趣旨を言いますと、これは先ほど申し上げましたけれども、岡田委員の文章表現プラス河田委員の個々のダム計画の経緯だとか、長年にわたる地元の犠牲、そういった文章をここに入れさせていただいております。あと、最後の結論というか文章のところは、たしか竹門委員の文章でしたか、まだ十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり不十分であるという文章を借りたということでございます。

○川上委員

これは岡田委員の文章です。

○宮本委員長

岡田委員ですか、申しわけないです。岡田委員の文章を入れさせていただきました。

最後は、各ダムと同じような、いわゆる適切でないという判断ということで書いてございます。

○川上委員

はい、ご意見お願いします。寶委員、どうぞ。

○寶委員

前回、ここの文章の場所が一番末尾にあって、しかもダム全般についてということなので、大変インパクトが強いんじゃないかと。5ポツみたいなものをつける必要もあるんじゃないかという議論もありましたね。私は前回、この事業が残るのであれば、私の意見としては削除であるので、そのとき河田委員もおっしゃいましたように、異なる意見の者の意見を併記するなり添付してほしいというようなことを申し上げました。それについては参考資料1の31番に書いているんですけども、今の流れで「適切でない」という意味が、さっきも言いましたけれども、ここもやっぱり最後は同じ表現でいくのか、あるいは5ポツみたいなものが出るのか。この原案をまとめるときに、その5ポツみたいなものをやるか、やらないかというご議論はあったのでしょうか。

○宮本委員長

ここはダム全般とは言っているものの、個々のダムでこうだったということですので、全部のダムを含めて議論をしていることじゃないんですよ。ですから、最後の結論は、やはり同じような文章のほうが、よりわかりやすいだろうということでこういう表現になっています。5ポツというか、逆に言うたら何をつけ足すのかというのは、前の委員会でも議論がなかったものですから、我々は委員会での審議を踏まえての修文ということで、そこについては追加して何か文章は3人では入れなかったということでもあります。

○川上委員

はい、いかがでしょうか。寶委員、どうぞ。

○寶委員

5ポツですか、なぜつけなかったのかということについては了解いたしました。

あとで議論をしていただいてもいいんですけども、異なる意見を持つ者が、どういうふう to その意見を反映していただけるのかということについては、前回もほかの委員の方からも審議したらいいというお話もありましたので、それは審議していただきたいと思っております。

○川上委員

それはちょっと今、後でいいですね。

はい、水山委員、どうぞ。

○水山委員

水山です。やっぱり、これは最後の最後にこれだけ出くると、先ほどどこかでだれかがぼろっと漏らされて、非常に厳しい表現だと言って。もっと丸い表現の意味だったんじゃないのかと思って聞きましたけど。だから、すごく回りくどく書いていただきたい。このまま行くにしても、例えば「整備計画に位置づけることはまだ適切であると言えないと判断する」、2回まわして同じところに戻ってくるんですが、このままいくと、先ほど言いましたようなとられ方をするので、やっぱり少し婉曲的に。

○川上委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。私も水山委員のご意見に賛成であって、ここのはやっぱりちょっとインパクトが強いと思うんですね。ですから、ほかの3カ所で出てきたのと全く同じ表現でなくても、もう少し含みを持たせた表現でいいんじゃないかなと思いますが。そうか、ここはいつそのこと取ってもいいわけですね、それぞれのところでは書いてあるわけですから。ここでわざわざ言わなくたって（1）から（3）までで書いてあるわけですから、削除してもいいんじゃないかなと思いますけど。

○川上委員

河田委員、どうぞ。

○河田委員

やはり、前回出していただいた意見書の最後のところと同じ表現ですね。そうすると、これは要らないんだという形になってしまっているの、少し表現は変えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○宮本委員長

済みません、水山委員、さっきちょっとおっしゃいましたよね、ちょっと回りくどい言い方とい

うの、あれをもう一回言っていただけませんか。

○水山委員

淀川水系河川整備計画に位置づけることはまだ適切であるとは言えないと判断する。

○綾委員

済みません、綾です。何かわかりにくいような表現で、反対が強いのであれば、同様の趣旨は各ダムのところを書いてあるんで取っていただいたらいいと私は思います。その前段の、ダムがどうしても必要であるということについての十分説得的な内容になっておらず、環境への影響の検討も不十分であると、そのところは合意されているわけですから、ここで十分我々の意思は出てくるんじゃないかと思いますが。

○川上委員

河田委員、どうぞ。

○河田委員

綾先生の意見に賛成です。

○宮本委員長

そうすると、各ダムごとに同じことを言っていると。最後にもう一回こういうことを言うのは、最後のところで非常にインパクトが強いということなので、それなら取ってしまおうかという意見でございますので、取るということで皆さんよろしいですか。最後のポツですよ、よろしいですか。

○川上委員

では、そういうことにさせていただきます。

これでダムの審議を終わりたいと思います、ありがとうございました。委員長にマイクをお返しします。

○宮本委員長

そういうことでありましたら、きょうは一つ一つ修文案も確認してまいりましたので、これできちっと修文して、この意見書については確定とさせていただきます。それで、これについては、文章が直り次第、どういう格好になるかわかりませんが、できるだけ速やかに河川管理者のほうにお出しするということにさせていただきますので、そこについては、我々のほうで出させてもらうということで一任させてもらいたいというふうに思います。

それから、もう1つ、実は審議資料の1－3でございますけれども、要するに積み残しテーマということで、各委員から出していただきましたものが3ページ以降に載っております。その中で、特にこういうのは確かにまだ残っている大きなテーマだなということで出したのが1ページ目のところでございます。住民意見の聴取及びその反映ということで、これは当然ダムの地元の方も含めてということでございます。

それから、PDCAプロセスについて、これは一応文章を盛り込みましたけれども、これは具体

的にどうしていくんだということでございます。

それから、その次は、治水・利水・環境、全部含めて流域の統合管理システムづくり。これも非常に大きな議論で、これも残っている。

それから、琵琶湖の水位操作、これは洗堰の操作規則も含めての議論です。それから、水辺の攪乱環境の回復ということ。

それから、これは河田委員が再三おっしゃってました堤防の中上流部の耐震補強の話。

それから、宇治川の1,500m<sup>3</sup>/s改修と景観河川環境への影響。

それから、桂川の嵐山地区の改修と、これは塔の島と同じようなことで景観環境への影響があるんだけれども、なかなかこれは具体的に出てないということで書いてます。

それから、これは一般傍聴の方からの意見もありましたけれども、天ヶ瀬ダム再開発における京都府利水の取り扱い、これについては議論をまだしていません。

それから、これも一般傍聴の方々からですけれども、天ヶ瀬ダム・川上ダムの地質構造について非常に不安があるということがございました。

それから、11番は佐藤委員は欠席でございますけれども、舟運、それから大阪市内の水の道のような親水空間といいますか、そういうことも含めての議論がされていないということです。

そして、これは最終意見を最終的には出しますけれども、そのときの最終意見の取りまとめの方法、どういうふうな性格のものにするかということも、これも十分議論しなければいけないということで、その他ございますけれども、こういったものが委員から出された、あるいは一般傍聴の方が出された積み残し議論として出ております。

特に皆さん方のほうで申し述べたいということはございますでしょうか。あるいは、この1ページ目に載ってないことで、これは非常に重要だからちゃんとやってよというのがありましたらご意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

#### ○池野委員

未了は理解してるのだけれども、最終の意見書との関係をどう考えるのか。というのは、今まで議論をしてもまだ結論が出るまで、例えばダムでも時期尚早だということはかなり議論をしなければいけない。加えてこれだ。ということは、当然ながら整理して、走りながら議論するものがあるはずですね。その仕分けをどういうふうに考えているのかなということです。

#### ○宮本委員長

その議論をしないといかんのですけれども、今、言っているのは、この項目についてまず非常に重要なテーマで議論しないといかんのではないかというのはないですかということで今、聞いているわけです。

## ○千代延委員

出してなくて申しわけないのですけれども、既設ダムの堆砂の問題、これは大きいんじゃないかと思えますけれども。

## ○山下委員

これは各委員から既にいただいたご意見を、細かく書いていただいたご意見もあるし、大きく書いていただいたご意見もあるし、それをまとめると大体こういう感じかなという形で、とりあえず整理をしたものだと思ってます。したがって、2つ目に、きょう、これで確定をするというものでなくて、ただこういうふうなものが積み残っているよねということの委員同士の共通理解はしておきたいなというものだということです。それから、3つ目が、じゃ、この上がっている論点をこれからどういうふうに議論をしていくのか、どういうやり方、どういう順番ということも全部ひっくめて、今後の委員会のどこかで議論しなきゃいけないねということについては、一応了解がとれているということではないかと思っています。したがって、きょうは、ぜひこういうふうなものも入れていただきたいか、あるいはこういうふうに書いてあるけど、こういうふうに修正していただきたいか、そういうご意見をぜひいただければと思ったわけです。

## ○宮本委員長

本多さん。

## ○本多委員

本多です。今回、村上委員のほうから余野川ダムの撤退後の洪水調整の件等々書かれているのがありましたけれど、実際に余野川ダムのように多目的ダム法による基本計画が廃止になったダムがある。その議論も今回何もしてこなかったわけですし、その反面ではいろいろ余野川ダムのことについてもマスコミをにぎわすことがたくさんありました。しかし、そのことについての報告なり資料なりは一切委員会にすら提供されていないというのが現状ですから、そういう撤退の後をどうするのかとか、撤退のルールとかいうものについても、またその後の洪水調整をどうするのかということもやはり一つは課題として上がってくるんじゃないかというふうに思います。以上です。

## ○河田委員

ずっと気になっているんですが、河川整備計画というのは30年を目途にやっているわけですが、その先の、いわゆる超過洪水対策というのを視野に入れておかないと続かないわけで。ですから、これはほとんど議論をしていませんので、ダムの問題とか議論をするときに、必ず先ことをやっぱり考えないといけないわけで、例えば淀川の本川堤防を高くするなんてことは、もう現実にはできないわけですから、そういう非常に限定的な条件下での超過洪水対策をどうするかということとを少し考えておかないと、河川整備計画そのものが、非常に次につながらないという形になると思うんですよね。ですから、やっぱり長期的な超過洪水対策のあり方というか、それについて少しやっぱり議論をする必要があると思います。

## ○寶委員

寶です。関連するんですが、私は2項目だけ挙げておりまして、そのうちの1つの地元の意見というか、住民意見の反映ということについては1番で取り上げていただけていますが、もう1つの、あらゆる洪水に対応することの意味の確認と。これは前回、田中委員もおっしゃったんですけど、みんながある程度共通でわかってないと、先ほど私が議論をしたことについても、恐らくまだ十分わかっていただけてないところがあると思うんです。ですから、田中委員、どうですか、そのところは前回おっしゃいましたけれども。

## ○田中委員

田中です。この委員会の治水論の中ではその問題が若干かみ合っていないとは思っているんですが。ただ、今までの委員会がずっと続けてきたことは、やはりいかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を避けるというその考えが、やはり基本的にずっとあったものですから、その視点の治水論と河川管理者との間できちっとかみ合っていない面がある。これはもう少し組み立てて議論をしたほうがいいのではないかとということで申し上げていたわけです。

## ○宮本委員長

わかりました。今の超過洪水とかの話なんで、これは河田委員がおっしゃったように、超過洪水ということ自体が、実はきょうもちょっと混乱があったように、まだきっちりと皆さん方共有されていないということです。あらゆる洪水という議論をしていたのですけれども、それについてもう一度皆さん共通の理解を持つということが要と思いますので、これは一つの将来に向けてのほかの人を含めてやるということにさせてもらいたいと思います。

あと、ほかに手を挙げていましたね、深町委員。

## ○深町委員

住民意見の聴取とか反映、あと撤退後というお話があったんですけども、やはりいろんな地域に対しての、前の議論でも出てきたんですけども、その後の地域の振興策とか、いろんな選択肢の中で、どれをとられたとしても最後まで地域の人たちとか関係者の人たちを支援していくようなやり方というのをきちっと話し合うということが大事だと思います。

それから、あと、もし可能であればなんですが、竹門委員が12ページのところで巨椋池の復元計画というのを挙げておられるんですが、これはいろんな治水・利水、それから環境を考える上でも非常に大事な計画だと思うので、可能であれば、これも重要事項に挙げてほしいと思います。

## ○綾委員

巨椋池のお話だけに限定しないんですけど、やっぱり整備計画は30年間のことですし、この委員会もそんなに時間的余裕が十分あるとも思えないんですよね。それで、ここに挙げられている事項、みんな重要なことばかりだと思うんですけど、そのすべてを議論したら何年かかっても判断できない可能性もあるので、その辺のところのこともちょっと考えて議題を選んでいただきたいと私は

思います。

#### ○宮本委員長

きょうは、とりあえず皆さんに出してもらうということですので、当然その中から取捨選択して何からやっていくかということを議論したいと思います。

西野委員、ありましたかね。

#### ○西野委員

健全な生態系の回復ということを考えますと、縦断方向の分断の回復というのがやはり重要になってくる。ダムだけではなくて、例えば洗堰であるとかいろんなところに堰があって、魚類であるとかほかの生物が移動ができないという問題があるわけですね。ですから、水系一貫として生物の移動経路をどのように回復していくのかというのを全体として、琵琶湖・淀川水系全体として生物の移動経路の回復というのを今後考えていくべきだと思います。

#### ○竹門委員

竹門です。今、西野委員がおっしゃった問題は、3番の流域の統合的管理システムの中に含まれるとも読み取れるんですが、その意味ではここをもう少し具体的にテーマ分けをしていただいた方がいいんじゃないでしょうか。そして、その中に、環境計画をちゃんと立てるという項目を入れていただきたいと思います。

#### ○久委員

久です。竹門委員と全く同じ意見になるんですけども、きょうは12の項目をとりあえず挙げているということですので、かなりレベルにも違いもありますし、そのあたり少しグルーピングしながら、レベルをそろえて次回資料の提出をいただければ議論がしやすいんじゃないかなと思います。

#### ○宮本委員長

中村委員、どうぞ。

#### ○中村委員

ちょっと私、おくれてきたもので既に議論があったかもわからないんですけども、きょうの時点での意見書の取りまとめと積み残しの課題ということで、最終案をつくるということでしたね。そのプロセスと河川管理者が原案を出して委員会に期待していたプロセスとがそごがないかどうかということが1つ気になっているんですが、先ほどの話ではないですけども、積み残しになっているということだけではなくて、原案に本来入っていなければならなかった環境の基本的な考え方からスタートする部分が完全に欠落しているから、なかなか環境側からそういったたぐいの意見を出しにくい状況になっている。

ただ、河川管理者は、原案に対して委員会の一定の意見をこれでいただいたというタイミングを考えておられると思いますし、逆に一般市民の方も、委員会が果たした役割、あるいは果たすべき役割というのは、どのタイミングでどういうふうに終わるのかということが、河川管理者と委員会

の間できちっと合意ができているべきだというふうに思っておられると思うんですね。

従って、ここから前に進む前に、その辺の河川管理者と委員会の間でどこで、どういう形で意見書というのが受理されるのかということは、やっぱり確認しておく必要があるんじゃないかなと思うんですね。それによって意見の出し方も違ふし、時間の使い方も変わってくる。特に首長さんの意見なり、あるいは地域の意見なりを含めて判断するということであれば、委員会の意見書というのはこれからずっと長い時間かかるということでもなかなか困るということかも知れないですし、もし委員会の方がこのままの最終意見にどういうタイミングで、どのぐらいの時期に、どのぐらいの議論をして、最終的な案にしますということがあるならば、それはやっぱりそう合意した上で進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

ちょっと私、おくれてきたもので既に議論があったかも知れないんですけども、きょうの時点での意見書の取りまとめと積み残しの課題ということで、最終案をつくるということでしたね。そのプロセスと河川管理者が原案を出して委員会に期待していたプロセスとがそごがないかどうかということが1つ気になっているんですが、先ほどの話ではないですけども、積み残しになっているということだけではなくて、原案に本来入っていなければならなかった環境の基本的な考え方からスタートする部分が完全に欠落しているから、なかなか環境側からそういったぐいの意見を出しにくい状況になっていると。

ただ、河川管理者は、原案に対して一定の委員会の意見をこれで意見をいただいたというタイミングを考えておられると思いますし、逆に一般市民の方も委員会が果たした役割、あるいは果たすべき役割というのは、どのタイミングでどういうふうに終わるのかということが、河川管理者と委員会の間できちっと合意ができているべきだというふうに思っておられる方、たくさんいると思うんですね。

そういうふうに期待されている方はおられると思いますので、ここから前に進む前に、その辺の河川管理者と委員会の間でどこで、どういう形で意見書というのが受理されるのかということは、やっぱり確認しておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。それによって意見の出し方も違ふし、時間の使い方も変わってくると。特に首長さんの意見なり、あるいは地域の意見なりを含めて判断するということであれば、委員会の意見書というのはこれからずっと長い時間かかるということでもなかなか困るということかも知れないですし、もし委員会の方がこのままの最終意見にどういうタイミングで、どのぐらいの時期に、どのぐらいの議論をして、最終的な案にしますことが出せるならば、それはやっぱりそういうベースで合意した上で進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

#### ○宮本委員長

まあおっしゃるとおりですね。それは今のいっぱい項目ありますけれども、それこそ全部を、これを全部最終議論して出そうとなったら物すごく時間がかかりますので、要するに原案に対しては

ここまでの意見ですと、ただしこれは継続的にこの委員会というのは進捗状況のチェックもする機関でもありますから、機能がありますから、そういう中での議論ということになることもなると思います。その議論は整理しないといかんと思います。

田中委員、どうぞ。

#### ○田中委員

環境面も治水面もそうなんですが、本川ばかりの議論ではなくて、本川に入ってくる全ての中小河川、非常に大きな問題です。流域の開発あるいは環境の変化などでどんどん本川に対して影響が出てます。もちろん琵琶湖に入る流入河川もそうですけれども、本川の長さから考えても、支川の長さの方がはるかに長い距離になるわけですから、それがもたらしてくる本川への環境面あるいは治水面の影響というのは非常に大きいです。都市化が進み、流域開発が進んでくると、本川へのこうした影響をどのように対処していくのか、これを各自治体や他省庁との関係をどういうぐあいにこれから考えていくのかということも大事な視点だと思っております。

#### ○宮本委員長

わかりました。はい、どうぞ。

#### ○川上委員

川上です。今の田中委員のご意見と関連するんですけれども、原案でも述べておりますように、河川の水質の管理ということで総負荷量管理をやるという方向を流域委員会の提言に基づいて記述されているんですよね。そのことについても委員会では結局議論はまだ全然できていないということがありますので、テーマとして私も提案します。

#### ○宮本委員長

はい、どうぞ。

#### ○竹門委員

今回、参考資料1の020-1/2と2/2で「ダム計画の代替案を本気で検討する必要性について」という小文を書いたんですが、余野川ダムの問題と同じように、他のダムに関しても、もしやめた場合にどういう対策をするのかについて真剣に考えないと、ダムに対して文句を言っているだけという図式になってしまいます。したがって、住民対応も含めて治水・利水・環境に対してどういうやり方が適切であるのかについて本気で検討するべきであると思えます。

#### ○宮本委員長

ちょっと待ってください。まだありますか。では寶委員、どうぞ。

#### ○寶委員

寶です。きょうも初めの方に言いましたけれどもう8カ月たつわけですね。それで、委員の皆さん、いろいろそれぞれ問題意識も項目を挙げられて持っておられるわけですから、私も前回と今回、恥ずかしながらもたくさん意見を出して、言わないとわかってもらえませんので、この限られた時

間で口頭で言っているだけではわかってもらえませんので書いているわけですが、できましたら各委員の先生方もどういうことを考えておられるのかということはこの項目について原案と照らし合わせて書いていただくと。次回か次々回までぐらいに、そういうことはいかがでしょうかね。

#### ○宮本委員長

そうですね。私もそれを言おうと思ってたんですけどね。積み残しのテーマ、募集したんですけどもね。委員から出してもらった人もおられるんですけども、出しておられない方もおられる。それをまたこの場で再度聞くといういろいろ出てくるわけですよ。だから、ぜひ文書で実は私はこれがテーマだと思っているというのは出していただきたいんですよ。それはぜひお願いします。そうかといって後から言うのは受け付けない、そんなことは言いませんので、できたら文書でこれからお願いしたいというふうに思います。

先に岡田委員、どうぞ。

#### ○岡田委員

既に意見が出てますので繰り返しになりますが、私の方で出した資料でも最後の4番目に書いてますけど、仮に中間意見書というか、今出した意見書の内容が原案の改善に反映された結果、既に進行中の事業や予備的な投資がなされているようなケースでは、当事者の中で著しく不利益や不都合をこうむるものが出てくることは容易に想像される。このような不利益や不都合をいかに緩和し、可能な範囲で補償するのかなどについては云々と書いてあります。ですから、費用の負担の問題等もあるかもしれませんが、このあたりについてはたしか前委員会では少し議論をして提案もしたと思いますが、早晚この話が今度はブーメランのように帰ってくると思いますので、それに対してそれなりの成案を持っていないと無責任になると思います。ですから仮に、「では、どうするんですか」と言われる可能性も含めて、どこかできちっと議論しておくべきだと思います。

#### ○中村委員

私の考えは、今積み残しを言っているんじゃないんですよ。これは第1期から提言からスタートとして、水位の意見書、それぞれの分野の意見書を出して、基礎案に対する意見書を出して、それから申し送り書というのを出してここに至っているわけですよ。ほぼここで、第3期で行われた議論の80%はもう繰り返しをやっていたんですよ。その繰り返しをやったところが非常に不十分な形で繰り返しをやったんですけども、ただ治水の部分だけは専門家同士で決着をさせていただくのが筋じゃないかということで、余り口を差し挟まなかったんですが、やはり第3期の委員会も環境でスタートして、第1期、2期は環境でスタートして治水・利水をどう見るかということがこの河川法の趣旨であるということで、そういうスタートの仕方をして今に到達して、最後の段階でこういう意見書になったということです。1期、2期の積み残しだからもう一回繰り返しここで議論をしようと、あるいはここで書き込もうということではないんですよ。積み残しの部分を今ここで、第3期でやったわけですから、そういう理解でいかないとこれはなかなか、ここで

何か書けというような筋のものではないと。

**○宮本委員長**

はい、わかりました。ちょっと済みません。ここ、出ていかなければならない時間が迫ってきておりますので、今のきょう出た意見を踏まえてもう一回、我々整理して、河川管理者とも運営会議で議論させていただいて、どういうふう to 今後取り扱うかをまた皆さん方にお諮りしたいというふうに思います。

それで、あときょうこの意見書、それぞれみんな修文を確認して、これでいきますよということを確認しましたけれども、この意見書の文章で、ご不満もあろうかと思えますけれども一応仕方ないというふうな事になったと思うんですけれども、それでもこの箇所だけは私はこうだということがありましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

ただし、要するにこの意見書に書いてないことを例えば自分の意見として申し述べると、これはいっぱいみんな持っているわけですからやめていただきたいと思えます。

少なくとも、きょう皆さんが合意した文書について、ここの文章だけはちょっと私は、さっき一応合意したと私は理解してますけれども、そういうようなのがありましたら、今言っていたきたいと思うんですけれども、寶委員、どうぞ。

**○寶委員**

先ほど「妥協」というようなことを言いましたけど。やはり「限定的でない」ということは言いたいと思うんですよ。

**○宮本委員長**

それをおっしゃいますか。

**○寶委員**

ですから、例えば1ページでも2ページでも添付していただけると言うなら、それは出しますけれど。

**○宮本委員長**

いやいや。それは私は全然否定するものじゃないんですけどね。ただ、これだけ議論して、こういう文章なら仕方ないと言われたんですから、そこは私は一致したというふうに思うんですけれども。

**○山下委員**

違った意見に対して添付済みじゃなかったですか。

**○宮本委員長**

違う違う、違っているんじゃないんです。だから今、要するに一応は文書については合意したわけですから。念のため私は聞いたんですけどね。どうでしょう。

○寶委員

手を挙げておられますよ。

○宮本委員長

どうぞ。

○澤井委員

澤井です。確かに妥協というところで納得されたというのは、私ももちろんそういうふうに理解しています。

しかし、それは全体としての包括的な意見として妥協されたということであって、やはり寶委員は別の考えを持っておられるわけですから、私は少数意見はつけるべきだと思いますけどね。

○宮本委員長

そうすると、全体の意見としてはこれはやむを得ないと、しかしあくまでも限定的だという表現は自分とすると納得できないということですね。

わかりました。そうしたら、それについて大論文を書いてもらおうと困るんで、その趣旨だけをメモしていただいて出していただけますか。

○寶委員

寶です。全体で5ページぐらいの意見書なので、まあ1ページぐらいが適当かなと思いますけどね。

○宮本委員長

いや、そうと違って、要するに中身の議論をするんじゃなしに、この表現は自分とすれば納得できないということですから、そんなただだと文章じゃなしに、ここの表現については自分としては納得できないというふうなメモでお願いしたいんですよ。そこに対する理由だとか何とかかんとか言いますとこれはまた議論になりますから、基本的にはこの文書に対してどうだということです。

○寶委員

了解しました。わかりました。また文案をご判断ください。

○水山委員

議事録はどんなさるのかなと思うんですけど。議事録に残るということでしたから、出されるやつだけがひとり歩きするとは思いますが、その後にこれができる議事録をしっかりつけて出していきたいんですけど。

○宮本委員長

はい、わかりました。

○水山委員

そうでないと、議事録に残るというので来ているわけです。

○宮本委員長

はい、わかりました。3月26日と4月9日と、それからきょう、この議事録をきちっとつけると。それは私は全然問題ありません。これは別に河川管理者にお渡しするわけですから結構です。

そうしたら、實委員の方の今のできるだけ簡潔なご意見、修文といいますか、それについてはあしたじゅうでいいですか。いいですね。それでは、あしたじゅうに庶務の方に出してください。

そうしたら、それを踏まえて、それから議事録をドンとつけて河川管理者にお渡ししますので。

それで、ほかは特に意見よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○川崎委員

短かく、15秒で終わります。きょうの議論の中で、河川管理者の方から補足説明資料の1と2というのを手元に配ってあるんですが、この説明がなかったのもたまた次回でも次々回でも結構ですから。

○宮本委員長

十分してもらってますので。

○川崎委員

よろしくお願いします。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、これできょうの委員会は終わりたいと思いますけれども、これから一般傍聴の方のご発言をお願いします。まことに申しわけないんですけども、2分ルールでお願いしたいと思えます。申しわけない、2分ルールで。

済みませんが、こちら、三國さんからどうぞ。

○傍聴者（三國）

余呉町から来ました三國です。毎回発言させていただきましてありがとうございます。

先日、4月17日に流域委員会庶務の方へお伺いし、丹生ダム対策委員会、それと余呉町長名で要望書を提出しました。冒頭に庶務からご報告いただいたとおりでございます。

また、本日審議されました意見書は、やはり我々の期待を裏切ったと言わざるを得ないと思えます。前2回の流域委員会で審議された修正意見はあまり反映されていないと思えます。基本的には変わっていないんですが、本日もやはり原案の再提出を求められました。これも確定されたということですけども、整備局は今までの議論の中で委員の意見は十分聴かれております。また本日、委員長も期待をするという趣旨だということを言われておりますので、再提出するのではなくて早急に整備計画案を策定され、早期に河川整備計画を策定されることを希望します。以上です。

○宮本委員長

では、次こちら。酒井さん、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井ですが、きょうは1分じゃなくて2分ということなので、多少は余裕があります。全体の議論を今日、お聞きして、私も意見を出しています。

その中で今後の審議の進め方として、最後に中村委員がおっしゃっていたことと関連するわけですが、今まで流域委員会がやってきた、これも何度も住民から意見が出ています、整備シートの関係が極めて不十分で答えも出ていない。それに関連する意見というのは一般住民から出されとるわけですね。その審議をなぜ委員会の今日の長い何か時間ばかりかかるようなことになるのですか。住民は税金を無駄遣いしているのではないかと感じています。この流域委員会は何を訴えたいんですか。

住民の意見を今もおっしゃられました。現場から、丹生ダムの現地から来られていてます、三國さん来られてます。そうでしたね。その辺の発言を入れて議論していくということです。住民を置き去りにした議論はやめていただきたい。以上です。

○宮本委員長

はい。では次、丹生さん、お願いします。

○傍聴者（丹生）

何度も発言をさせてもらっています。丹生ダムの地元であります余呉町から来ました丹生といいます。

前回までいろいろと意見を聞いていて大変腹立たしく思っていたんですけども、きょうの議論の中で意見書の中につけ加わった部分、長年にわたって自制を強いられてこられた云々のところ、それから最後の文章を削除するというような話が出ました。それから、今後審議すべき論点の中で、地元の意見を聴くことも必要だろうということだとか、それからもしダムを撤退した後のこともやっぱり考えなければならないよということの議論がきょうの話の中で出てきたということは、地元の住民にとっては一つの光を見たなという感じをしているところでございます。

既に何度も言っていますように、もう20年前、昭和63年に丹生ダムは着工をしております。それまでの、着工に至るまでのところで私たち住民は4つのことを考えてきたと。ダムの目的というのは、治水と利水、それから環境、そしてもう一つあるんだよということも十分聞かされてきました。建設当時から聞かされてきました。そのもう一つは、地域の活性化につながるものだよということのダムの4つ目の隠れた目的も十分聞かされてきました。私たはその当時、環境と活性化について議論を十分やってきたんです。環境というのは、安全と環境は私たちの生活にかかわることでしたから十分議論をしてきました。皆さんが今議論やってはること、それも十分議論してきたと思います。

今後、私たちは自然環境、社会環境、文化環境、そういうものの調和のある村づくり、町づくりをしていきたいなと思いますので、ぜひとも余呉町に来て私たちの意見を聴いていただきたいなと

思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、そちら、浅野さん。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。寶委員が参考資料1、No.1021に書いておられる「4つの調和」について意見を申したいと思います。

委員は、『過去何十年の間に行われてきた合意形成とそれによって成立してきた河川事業に対する配慮が足りない、過去の経緯を尊重しつつ過去と未来との調和を図るべきであると強調され、これがなければ、移転集落住民は冷たい意思決定にさらされる危険がある』とされています。

私の意見です。川上ダム事業によって、父祖からのふるさとである川上及び奥深瀬集落を、墓を暴いてまで移転をした人たちは何も喜んで合意したわけではありません。また、その他の全国のダム建設によって移転を余儀なくさせられた住民の大半は、もともと建設反対であったし、名張川の高山ダム、岡山の苦田ダムを例に挙げますが、『お上の力には逆らえない』と、その「官・行からの強い圧力」によって泣く泣くあきらめざるを得なかったという歴史が真実であります。その中で、ダム事業者側から真摯な説明が住民個々に対し行われたか？と問えば、そのようなことは皆無であったと言えます。「冷たい意思決定を住民に強制してきたのが過去のダム事業の現実」であって、河川法が改正されてもなお、その反省と謝罪を行わぬまま、慣性的にダム建設の継続を進める河川管理者にこそ、寶委員は厳しくその冷たさを改めるよう意見をされるべきではないでしょうか。

○宮本委員長

はい、次、後ろの右の方。

○傍聴者（西山）

「川上ダム促進期成同盟会」の会長の西山です。

要するに、ここずっとしばらく委員会の意見を聞かせていただきました。24名の委員の皆さん、非常に議論が白熱しました。決して、この議論の中身、全部統一するというのは無理だと思います。したがって、先ほど寶委員がおっしゃってましたけど、数行でもいいんですけど、皆さんやはりこの点は納得できないという部分は併記して出していただきたいと、これをお願いしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

その横の方。はい。

○傍聴者（上田）

伊賀市の上田と申します。

先ほどから議論を聞いておまして、宮本委員長がおっしゃってまして、効果が限定的であるからダムは要らないと言っていないんだよということで、まことにありがとうございます。ならば、限

定的という表現なんです、一定の効果が認められると、だからダムはつくるべきである、こういうふうな表記にされたいかがですか。

それと百歩譲りまして、あといろんな代替案の検討あるいは上野遊水地とのリンクということをおっしゃって、ここに書かれてます。しかし、もう今まで代替案につきましてもいろんな代替案が提示されまして、校庭利用案とかため池あるいは農地、いろんな代替案が提示されまして、それにつきましても河川管理者が常々それにつきまして個々に考え方を検証されて、たしか提示されてますよね。それで、あと上野遊水地につきましても、これは利活用というのはどういう意味かわかりませんが、越流の頻度を高める、こういうことなんですかね。要するに、浸水の頻度を高めるということなんですかね。今さら湛水量をふやせませんから、そういうことであればこれは困りますよ。これはエゴでも何でもございません。

既にダムが、船が出ているわけですね。その船に乗っているのが我々ですよ。それで皆さん方、河川管理者に申し上げたい。我々が漂流してますよね。それを岸からごらんになっているというふうなことしか私はとれません。もっと申し上げると、言い過ぎですが、我々に河川管理者と流域委員会の委員の皆さん、少し言い過ぎで申しわけない、もういじめですよ、私はそうしか映りません。

以上です。

#### ○宮本委員長

その後ろの方。

#### ○傍聴者（古川）

移転者の古川でございます。いつも参加をさせていただいております。

きょうもこの委員会の書類を見ますと、淀川水系整備計画の中に適切ではないという文章があるわけですが、既に宮本委員長さんご承知のように、委員長さんが国交省におられるときに、先般もお話しさせていただいたんですが、そのときには私が言いましたとはっきりおっしゃっておられました。それなら、何で今ごろまで私らをいじめるんですか。今、ここでいろいろご審議をいただいておりますけれども、私らは既に移転をしているんです。皆さんの前で私は前回にも前々回にも言いましたけれども、皆さんの想像に絶するような言葉で行って、現在は疑心暗鬼、お先真っ暗な状態にいるわけでございます。何で我々がこんなところへ出てきて、こんなことを発言せな、こんな惨めなことをだれがしたんですか。こんなことで私ら黙っておられません。以上です。

#### ○宮本委員長

その後ろの白い方。

#### ○傍聴者（平田）

失礼します。私も川上周辺、上流地ですけども、毎度参加をさせていただいております。きょうも各委員さんの熱心なご討議を聞きました。

今3次ですが、1次、2次のときも拝聴させていただきました。そのときよりもずっと進歩してお

るわけですが、この3次は8カ月ですか、私たちは40年前にダムが計画されて間もなく、この古川さんがおっしゃっておられますように、離れたくない地を無理に離れさせられたと、それが40年前からの話でございます。私は国交省にもお願いしたいんですが、いつまでこの委員会が続けられるのか。これは向こうへ行くほどお金はかかりますし、水資源機構につきましても職員の給料も払わんなあかんと。早くやれるものなら早くやってきりをつけてほしいと。いつまでも、だらだらという表現は悪いですが、とにかく迅速に流域委員会の意見なら意見を国交省は受けて、それはすぐ判断をして早く着工していただくと、そういうふうな方向に持って行っていただきたいと。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

はい。それから、あと藪田さん。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。参考資料1の1018を見ていただければありがたいと思います。

天ヶ瀬ダム再開発についてやっとこれから審議をいただくということで、ありがたいと思ってます。1,500 $\text{m}^3/\text{s}$ 放流はやっぱり宇治川、宇治市民にとって治水、河川環境にとって取り返しのつかない内容になるということで危惧をしています。1,500 $\text{m}^3/\text{s}$ 放流そのものの必要性和緊急性について審議していただきたいということと、もう一つは巨大トンネルですね。口径26mという巨大トンネルを掘るということで、この地質についてきちっと安全性を調査してもらう必要があると。それから、不思議なことに1,500 $\text{m}^3/\text{s}$ 放流が行われた場合の下流の槇島堤防についてシミュレーションはやられてないんじゃないかという危惧をするんです。これはきちっとした調査をやって、やっぱり審議すべきだと。それから、一番問題の塔の島地区の河川整備については、私たちは1,200 $\text{m}^3/\text{s}$ レベルで宇治川洪水と1300年の歴史を持つ亀石の保全も含めて対応できるということを提案してますので、我々市民レベルでもこれぐらいのことはできるんですから、きちっと議論していただきたい、このように思います。

それで、あと1点だけですけれども、宇治川の景観について何か別途委員会で審議されているような誤解をされている委員がおられましたけれども、「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」は、結論も意見書もまとめないままに昨年2月に休止され解体状況です。そのことを踏まえて、この委員会できちっと議論してほしい、このように思います。

○宮本委員長

はい。では、その後ろの方。

○傍聴者（紺谷）

天ヶ瀬ダムの周辺の地質について発言したいと思います。図面を整理してきましたので、映像を使ってやることを許していただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○宮本委員長

映せるの。

○傍聴者（紺谷）

はい。

○宮本委員長

大丈夫。2分間だけどいいですか。

○傍聴者（紺谷）

はい。図面2枚です。

○宮本委員長

それでは。

○傍聴者（紺谷）

これは紫色でかいてあるのが天ヶ瀬ダム直下を通る断層です。赤いのは火山岩で、そのずれから天ヶ瀬ダム直下を通る断層は幅5mから10mの破碎帯をもっていて、左ずれ約100mの断層であるということがこの図からわかります。

この図は、計画のトンネルと天ヶ瀬ダムをかいたものですが、黒いアーチが天ヶ瀬ダムです。そして、先ほどの断層が斜めに横切っているやつです。それで細い線が幾つもありますけれども、これは天ヶ瀬ダム周辺の精査図にかかれた断層です。これを見ますと、天ヶ瀬ダムのアーチの力の方向というのがそれらの断層とほぼ平行になっております。つまり天ヶ瀬ダムの応力の方向と滑り面の方向がほぼ一致するということです。この前、天ヶ瀬ダムの周りに行きましたけれども、ダム周辺でかなり崩壊が起きたり、あるいはかなり道路陥没とか沈下とかそういったものが見られます。トンネルの危険性については今まで何度も申しておりますけれども、この図から判断ください。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、挙手をお願いします。

そしたら、細川さん。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。今回、私、寶委員に反論の意見書を載せさせていただきました。お忙しいこととは思いますが、お答えいただけるとありがたいと思います。

9日、そしてきょうの委員会を聞いていて、非常に失望しました。なぜならば、1次、2次の委員会では、意見書案に対してはもっとこういうことを載せてほしい、もっとこういうふうにした方がいいんじゃないかと、そういう意見が大半でした。今回の意見は何ですか。削除ばかりじゃないですか。淀川水系流域委員会は、よりよい河川整備を河川管理者にしてもらうために仕事をしているんです。よりよい河川整備計画を策定してもらうために意見を述べるのに、どんどん意見を減らしてどうするんですか。

そして、前回の審議で合意ができたことを中心にまとめた文章にまだ削除削除。なぜ、9日に参加していた委員はこのことを怒らないんですか。自分のたちの審議がまたひっくり返されるのをなぜ許すんですか。私は許せません。

ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、では後ろの。

○傍聴者（増田）

箕面から来ました増田京子です。

きょう、意見書修正案の議論をしていただいたんですけれども、皆さんの真摯な議論には感謝したいと思います。でも、ずっと私は2001年4月からこの流域委員会にかかわって傍聴してきましたけれども、余りにも同じことの議論をしているというか、本当にこれは時間のむだがいっぱいあります。特に3次にかかわった委員の皆さん、やはり1次、2次が積み上げてきたこの淀川モデルというのを真摯に受けとめていただきたい。そうでなければ、本当に私は時間のむだだと思いました。私は、これまでこの委員会、民主主義のコストだと言ってきましたけれども、同じ議論をするために私はもうそれは支払いたくないと思っております。

そして、これまでも1次、2次もダムは絶対に必要がないとかダムはだめだとは言ってきました。私はそうは思ってません。本当に本当にダムが必要なのかという疑問はありますけれども、この流域委員会はダムが必要かもしれないけれども、本当にここぞと言うためのためにダムはつくんだという結論が出ているんです。それをもとに議論をしていただきかったと思いますけれども、今回はやはりダムをつくらんがための議論が多かったように思います。ぜひ皆さんはそこをしっかりともう一度考えていただきたいと思います。

そして、私は今までの既設ダム、今あるダムですけれども、それが本当に治水に効果があったのかどうか、それをきっちりと検証していただきたいと思います。これは以前も言ったと思うんですけれども、今までのダムがどういう大雨に対してどれだけ効果があったのか、それをやっぱり検証していただきたい。

今回、8年間ですか、この流域委員会にかかわって、治水に対するダムの効果、私は疑問を持っています。きょうの意見書案には、傍聴者としてはやはり大きく不満が残ります。以上です。

○宮本委員長

それでは、お願いします。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうのこの意見書、最終的なものは後日つくられるそうですけれども、實さんの発案で水位の変動幅やモデル誤差の範囲内であるという表現に変えられてますね。これは学術的におかしい表現です。もう一度考えてみてください。水位変動というものをこんなところへ持ってくる

ものじゃないですし、ちょっとおかしい。余りおかしいと意見書の品格が問われますので、ぜひよろしくをお願いしたい。

それと、33分の2についてもう一度、私なりの考えを言います。もし河川管理者がダムをつくりたくないのならば、33分の2の2パターンを検討の対象外としたでしょう。こういう方法で基本方針は、木津川の加茂地点における基本高水のピーク流量を1万5,500m<sup>3</sup>/sから1万500m<sup>3</sup>/sに減らしているんです。不都合な降雨を検討の対象外としたからです。そういう方法を河川管理者は用いています。では、今回どうなのかということを考えてもらいたい。基本高水を下げた理由はいろいろ書いてますけれども、ぴったり合うのは5,000m<sup>3</sup>のダムをもうこれ以上つくれなくなったからです。ですから、もしほかのダムがだめになってこの原案をつくり直す場合には、不都合なデータは検討の対象外にするであろうと思います。その程度のもので、委員の方は議論を振り回されないでいただきたい、自分の信念でもって議論をしていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、一般傍聴の方の発言、以上でございますので、これできょうの委員会は終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より今後の委員会スケジュールをお知らせいたします。その他資料にございますとおり、5月は第78回、第79回、2回の委員会が予定されておりますが、両日とも会議時間は13時30分より4時間に変更となっております。

以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第77回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 9時15分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えお名前を議事録に明記したうえで、確定とする。